

座談会

法学教育と司法試験改革問題

レジュ 一、開会の辞

会報編集委員長 野宮利雄

1
挨
拶

中央法曹会幹事長 赤坂正男
中央大学法学部長 外間 實

三

試験受験との関連

1 法曹懇との指摘

「大学における法医学教育を受けたものが、長期にわたって受験勉強にならなければ合格するのが困難となつてゐる司法試験の現状を改める」
必要がある」

大学の法学教育を受けただけでは司法試験に合格できない、という現状があるのか？

？あるとすればその理由・原因は何か

2 大学における法学教育の目的とその教育内容

二、大学における法学教育の現状と司法

試験受験との関連

法曹懇との指摘

一、はじめに



野宮 時間が参りましたのでただいまより座談会を開催させていただきます。私は中大法曹会の会報編集委員会委員長の野宮利雄でございます。本日は「大学の法学教育と司法試験改革問題」というテーマで、中大法曹会として座談会を企画致しましたところ、お多用中にも拘らず、大学からはその法学教育の中核である法学部長の外間寛先生、また法職講座運営委員会委員長の高窪利一先生、同じく委員の永井和之先生、広瀬克巨先生、そして法学部教授の角田邦重先生が、特にご参加下さいました。そして中大法曹会並びに学研連推薦の委員である柳沢義信先生と鈴木康洋先生、また中大法曹会幹事長の赤坂正男先生、大学問題委員長の藤井光春先生、法職講座教育検討委員長市

川照巳先生など、各委員の先生方にもお繰り合せ願いまして、土曜日の貴重な時間にご参集いただいたことを厚く御礼申し上げます。

中大法曹会は、中央大学の学員会支部、同窓会の中でも、法曹資格を持った者達だけの会でございまして、裁判官、検察官、弁護士、公証人で会員を構成して約三三〇〇人、在京法律家のうちの約三分の一強を占めている現状にあるわけでございます。中大法曹会では、四年前の五九年一二月にも「中央大学の将来を語る」という座談会を開いており、これは会報九号に子細に出ておりますが、今日はまた目新しい問題で座談会をお願いするわけでございます。

一言だけ申し上げますと、一〇〇年の歴史がある中央大学の中で、近年法学部出身者の司法試験合格者が減少傾向にあるということで、合格者の数においてトップの座を東京大学に譲ってから久しいのでございます。私は会報編集委員長として、この度名簿を作成するについて、二三〇〇人の会員に往復葉書でアンケート

育を始める時期
大学の講義の内容と、司法試験のレベル
正規のカリキュラム以外に法曹養成コースを設けることの意義とその効果、運営の実態

3 法学部学生の二極分化

司法試験受験希望者の減少傾向（若年者の試験離れ）

他方、司法試験受験者の大学離れ
(予備校への依存)

4 中央大学出身合格者の実態（平均像）

年齢、合格までにかかった年数、受験回数、勉強方法

大学の講義受講の有無、予備校の利用状況、研究室等の関連

三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響

1 今回の改革運動の背景

合格者の高齢化、受験期間の長期化、試験浪人の増大、若年者の試験離れ、検察官不足、優秀な人材の確保予備校の隆盛と大学法学教育の空洞化→そのような現状が実際にあるの

トをお願いしましたが、その回答の中でもそのことを心配する声が多いのでございます。回収率は今日現在で七五〇通来ております。そしてその三割強の方が葉書の裏に大学を憂うる言葉を綴っているのでございます。本日の座談会もそういう趣旨で、近く発行予定の中大法曹第一号に掲載したいと思っておるわけでございます。

本日のレジュメ記載の問題は、いずれも重要な問題でかつ多岐にわたつておるのでございます。大学の先生方によくお教えをいただいて、またわれわれ現場で担当する者の多年の経験と研究の結果、あるいは会員の先生方から疑問を提示していただいて、問題の所在を掘り下げていただきたいと思うのでござります。ただ、時間は限られており、会報に載せる紙数も限りがございますので、掲載するについての内容、範囲などについては編集委員会のほうにご一任たまわりたいというふうなことを予めお願いいたします。

それでは中大法曹会幹事長の赤坂正男先生から一言お願い致します。



か否か。合格者の若返りが本当に必要か？
法務省改革試案の内容と問題点
(1) 受験回数制限
司法試験の目的・性格からの疑問、法曹適格とは何か。

現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性

合格者若返りの効果に対する疑問受験生と大学法学教育に与える影響と弊害

①若年者の司法試験離れを逆に促進することにならないか

②受験生はより速効性のある受験指導を求め、ますます予備校に依存し、大学離れが今以上にすすむことにならないか

③大学はそのような学生・受験生の動向に対し、どのような対応や指導ができるか

(2) 大学推薦制

平等原則からの疑問、効果に対する疑問

当法曹会としては、昭和六三年三月一日に中間報告書というものを、私と当時の学研連の委員長である猪股先生の連名で大学の学長並びに法学部長に宛て提出してございます。これは今回の大学問題委員会で、私の隣におります藤井先生の答申に基づく「試験の改正問題について」

の意見をまとめて出したものでございま

ご挨拶をいただきたいと思います。

す。それから約九ヶ月の時間が経過しております。あの当時はまだ世の中も平穏でございましてこの問題についてもあまり取り上げられていなかつたのですが、その後、日弁連等も正式に取り上げて、相当問題は大きくなつて参りました。その間の諸種の経過なども折り込んで、今日はひとつ忌憚のないご意見を発表していただいて、法曹会の会報の中身の向上が図られれば誠に幸いだと思います。司法試験改革の問題は、私から申し上げるまでもなく、今や私立大学であるところの中央大学を始め非常に問題が重大でございます。一〇〇年の歴史を有する法学の殿堂と言われた中央大学の今後のあり方に対しても非常に影響力が大きく、よほどしつかりしないとこの試験の制度の改正如何によつては、一〇〇年の歴史に何か支障が出てくるのではないかと憂えておるところでございます。そういう意味において皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただければ幸いだと思います。

野宮 では、法学部長外間先生から一言
答へて各方面に配布するという措置を取つ



大学法学教育と司法試験を直結さ

せるものになるかどうか

実施の技術上の困難性（推薦枠、

推薦基準）

(3) 合格者数の増加

その必要性の有無

実施された場合、受験志望者は増だしましてどうも有難うございます。感謝申し上げます。私ども法学部にある者にとりまして、中央大学出身の先生方が法曹会で多方面に亘って目覚ましい活動を繰り広げておられるということは大変大きな誇りであります。そしてまた言うまでもないことですが、中央大学法学部が法曹界に多数の優れた人材を提供してきたということ、この伝統をとても大切なものだというふうに考えております。

四、大学法学教育と司法試験の在るべき姿との関係（まとめ）

1 法曹養成の面での大学法学教育の理想

2 現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか

3 今後、大学としてはどのような方向・方法を考えゆくか

五、閉会の辞

中大法曹会事務局長 猪股喜蔵

資料

法曹基本問題懇談会における意見

(63)

・3・8)

て参りました。また高窪先生を委員長と

しております法職講座におきましても、その問題について常に関心を払つて講座の運営の強化に当つているわけあります。

私ども法学部にあるものとしましては、当面の司法試験制度の問題についてどうするかということを考えるだけではなく、この問題は法学部における法

学教育のあり方そのものについて改めて十分な検討をしなければならないことを要請しているものと受け止めております。

現在中央大学では大学全体の改革の問題が論議され始めておりますけれども、法学部ではそれと合せて、法学部そのものの改革と充実を図つていこうとしております。角田先生には法学部の法律科目担任者会議の座長をお願いしております、その下でカリキュラムの見直し、その他法学部の法學教育改革に着手したところであります。今回のこの座談会でいろいろお教えを受けながら、提起される問題点を考慮し、ご意見を参考にしながら、法學部の改革と充実を図るよう努力していきたいと考えております。どうかご指導

導のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

野宮 有難うございました。それでは本題に入ります前に、一言ずつ自己紹介を白河弁護士からお願ひ致します。

白河 会報編集委員をしております白河でございます。大学は昭和三六年の卒業で、修習は二期でございます。第一東京弁護士会に所属しております。今年で二〇年目ということになります。本日は司会をやさせていただきますのでよろしくお願ひ致します。

伊井 伊井でございます。私は東弁に所属しておりますが、期は三七期でつい最近まで司法試験をやっていた世代でございます。そういう意味から司法試験問題については非常に关心がございまして、今までいろいろと研究してまいりました。どうぞよろしくお願ひ致します。

山本 山本でございます。私は昭和五〇年に大学を卒業しまして、現在第一東京弁護士会で弁護士をやっております。期は三期です。よろしくお願ひします。

中津川 編集委員の中津川でございます。現在公安調査庁の調査第二部長をやつて

・4・13)

中央大学学研連第一委員会報告書（63

・1・20)

中央大学法曹会大学問題委員会中間答申書（63・2・22）

中央大学法学部長「司法試験制度の改革について」（63・4）

中央大学学术研究団体連合会司法試験改革試案に対する意見書（63・9・29）

日弁連法曹養成問題委員会中間報告書（63・3・17）

日弁連法曹養成問題委員会意見書（63・9・29）

おりますけれども、編集委員の関係で、前回の座談会にも出さしていただきました。期は一三期でございます。よろしくお願ひ致します。

中村 中村治郎です。中大法曹会では法職教育検討委員と会報編集委員の両方を兼ねております。東京弁護士会所属で三六期でございます。よろしくお願ひします。

湯川 湯川でございます。東京弁護士会所属、修習は三八期でございます。よろ

しくお願ひ致します。

猪股 事務局長をやつております猪股喜蔵でございます。昭和二九年に中央大学を卒業し、同年に合格をしました。九期でございます。よろしくお願ひ致します。

田中 事務局次長の田中茂でございます。所属は第一東京弁護士会で、期は二九期でございます。よろしくお願ひ致します。

坂巻 坂巻国男です。事務局の次長を仰せつかっております。大学の卒業は昭和四一年です。修習は二四期で、現在東京弁護士会に所属しております。よろしくお願いします。

岩田 中央法曹会の副幹事長をさせていただいております岩田豊でございます。旧制の最後の卒業で、昭和二八年の卒業でございます。第一東京弁護士会に所属しております。第一東京弁護士会で、昭和二八年の卒業並びに中大法曹会法職教育検討委員会に関係させていただいております。

卒でございますが、同年に修習を始めまして、二八年以來弁護士をやつております。昭和二九年になります。どうぞよろしくお願ひ致します。

窪木 法職教育検討委員会の窪木でございます。第一東京弁護士会に所属しております。第三九期でございます。よろしくお願い致します。

寺本 同じく法職教育検討委員会の寺本と申します。第一東京弁護士会所属で期は三九期です。この問題に関してはこの中では多分一番近いところまで勉強してきた人間ですので、少しは参考になるかと思います。よろしくお願ひ致します。

飯田 同じく法職教育検討委員会の飯田と申します。大学は昭和四〇年に卒業しまして、一〇年間ばかり受験生活をして四九年に合格しました。期は二九期で第一東京弁護士会に所属しております。

角田 労働法を担当しております角田でございます。昭和四〇年に夜間部を卒業致しました。修習は一九期でございます。

永井 商法を担当している永井です。修習に行つたら多分二期だったのではないかと思います。そのまま助手に残つてしましました。よろしくお願ひします。

高澤 同じく商法を担当しております高澤でございます。新制の第一期で昭和二八年の卒業でございます。外間部長からご挨拶がございましたように、私の弟子の木内君が急逝致しましたので、後を引き受け、法職講座を運営することになりました。よろしくお願ひ申し上げます。

藤井 同じく中央大学法曹会の副幹事長の篠原でございます。大学は昭和二六年

藤井 中大法曹会の大学問題検討委員会

廣瀬 民法を担当しております廣瀬でございます。私どもの民法はいろいろと問題があると思いますので、できるだけ本日の経験を今後に大いに生かしていきたいと思います。

市川

法職教育検討委員会の委員長の市川でございます。昭和六〇年から委員長をさせていただいております。大学は昭和二八年旧制の最後の卒業で、司法試験は昭和二五年に合格、研修所は七期でございます。

荻原 法職教育検討委員会の委員をしております荻原静夫と申します。大学は昭和三年に卒業致しまして、研修所は一期でございます。よろしくお願ひします。

鈴木

法職講座運営委員会の鈴木です。よろしくお願ひします。学研連のほうの推薦ということで本日出席しているわけでございます。昭和三〇年の夜間部卒、三五年修習、一五期でございます。

柳沢 法職講座運営委員の柳沢でございます。大学のほうは六年お世話になりました。予科三年、旧制法学部三年、随分

長くお世話になつたので恩返しをしなければいけないと思っております。研修所は六期でございます。

野宮

有難うございました。最後に私は野宮利雄でございます。昭和二八年、旧制最後ということで研修所は七期で第二弁護士会所属でございます。

先程来、赤坂幹事長、外間学部長から

もお話をありましたが、私は別にまた学研連の委員長を本年度仰せつかっておりまして、学研連でも丁度この問題について、本年三月に中大法曹会と学研連委員長が連名の意見書を出した後を受けて、四月一日付法務省人事課長試案について五月以来検討を開始し、その結果をまとめた学研連の意見書が出来上がっております。外間学部長には一昨日お目にかかりまして、よくこの趣旨を説明申し上げましたので、今日ご出席の先生方も、またそれを受けたお答えが出るものと期待しております。

それでは本題に入らせていただきますが、予めお手元にお届けしておりますレジュメに従つて進めて参ります。まず、レジュメの「一、大学における法学教育の現状と司法試験受験との関連」というところでございますが、もともと司法試験というのは非常に難しい試験と言われております。特に昨年、法務省の法曹基

しく司会者団を構成してお願いします。
二、大学の法学教育の現状と私法試験



本問題懇談会が、大学で法学教育を受けた者がさらに長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となつてゐる司法試験の現場を改める必要があると、こういう指摘をしておるわけです。そこで、現在の大学の法学教育だけで司法試験に合格できない、というような現状があるのかどうかということについて、実情をお伺いしたいと思います。

それから仮りにそういうことがあるとすれば、その理由とか原因は何であろうかということを、これは実際に教育に当

つておられる大学の先生方でどなたかお話を賜ればと思っておりますが、外間先生如何でございましょうか。

外間 はい、あとで永井先生、角田先生に補足していただきたいと思いますが、大学の法学教育を受けただけでは司法試験に合格できないという現状にあるかと言われば、これはあると言わざるを得ないと思います。学研連の意見書にも出で参りますし、またその他いろいろなところに書かれておりますけれども、合格者の平均受験回数が五回ないし六回となる

つていいないというのが共通の評価であるといつてよろしいかと思います。その原因は、大学教育の側にもいろいろあると思いませんけれども、基本は司法試験が非常に難し過ぎるということです。

そして合格者の比率が非常に小さ過ぎる。二%以下ということですけど、合格者の数が非常に限定されておりますので、その少ない数の合格者を選定するために試験が非常に難しくなるというところに基本的な原因があるのでないかと見てお

在学中に合格する者の数は極めて少ない。これは在学中ということの意味にも関係しますけれども、その問題はここでは問わないことにしましょう。いずれにして、大学の法学教育を受けただけではとても合格できるような試験制度には、なつていらないというのが共通の評価であるといってよろしいかと思います。その原因は、大学教育の側にもいろいろあると思いますが、基本は司法試験が非常に難し過ぎるということであります。

が多いんではないかと思います。ただ現実にはいま学部長がおっしゃったように、なにせ合格率が二%位ですから、たまたまある問題について失敗したらもうそれで多分落ちてしまう。今年度の場合も落ちた学生の再現答案を見ましたけれども

ります。あと何かありましたら永井先生にお願いします。



法務省からもらった評価も参考にして見ると、ああこれはここを失敗しているな

と、それによって落ちたんじゃないかと思われる学生がかなりいるわけですね。そうするとやはり同じような力が付いても合格する確率というのは、三回受けてそのうち一回位なんです。その一回が最初にくれば卒一か卒二で合格できると、あとのはうにくれば卒五くらいになってしまふ。そういうことではないかと思われるのです。ただ、それはある程度勉強して本当に面目にやつた学生で合格するだけの力が付いている場合です。あと

の学生で落ちる学生は力が付いてなくて落ちる学生もいますし、それはやはり本人の勉強態度だとか、学生時代にどうい

うことをしていったかということにある程度影響されるんじやないでしょうか。すなわち大学のカリキュラムとして、また授業としては、ある程度それをうまく学生が利用してもらえば合格するだけの授業はしているんじゃないかと思ってるんですけども。

先生如何でございましょうか。

角田 あとのはうに中大出身合格者の平均像だとか、あるいは法職コースを設けなければならなかつた事情だとか、いろいろなことが出て参りますから、さしあたつては一般論だけで私も済ませたいと思いますが、一言で言って難しいだろう

と思います。その原因は、一つは外間先生がおっしゃいました司法試験自体が非常に難しい。大学の正規のカリキュラムをどう消化するかという問題と、司法試験の難易度のレベルを比べてみるとやはりかなりの落差がある。私が昭和三九年に受けました頃と比べてみると、司法試験の問題自体が非常に複雑化、多様化している。読まなければならない本が氾濫をしている。その意味では牧歌的と言っても良い位だった私たちは頃の試験問題とはかなり違っている。

それから二番目に、学ぶ学生の側といふ観点で言いますと、非常にリッヂな学生が中大にも沢山やって参りました。夜間部から合格するということはほとんど無くなりました。そういう、大学で学ん

でいる学生像の質的な違いというものがございます。で、卒業の間際になつて、本格的に司法試験を勉強しようか就職しようかと悩んだ末に、初めて本格的に司法試験の勉強を始める学生が結構ござります。

それから三番目に、教育の側から考えますと、初めから司法試験を受けるといふ学生は、恐らく年々数が減つてゐるじやなかろうか、現役受験者の数だけを取りますと、とくに東大や早稲田、あるいは明治とどうかなといふぐらい現役の受験者の数も減つてきております。その意味で言いますと、教育をする側としましても、初めから司法試験だけとは想定できることになります。

それからもう一つ、これも後から問題が出てくると思いますが、司法試験を受験した経験のある教員はと言われる、恐らく永井先生、それから斎藤先生、ここまで止まりで、あともう経験をした人はおりません。その意味ではわれわれの側もまた司法試験というものについて認識といいますか、実感といふんですか、

白河　どうも有難うございました。角田

これがある意味では変わつてきていると

いうふうに言えるかも知れません。さし

あたつてはそれだけでございます。

白河 この問題について先程受験が終わ

つてまだそれ程たつていないと言われた、

寺本先生如何でしょうか。

寺本 私は学生のころはどちらかとい

とあまり授業に出なかつたのですが、幾

つかの科目に関して言えば、一通り授業

に出て質問をしたりしておれば、それで一応は試験に対応できたのではないかと思うのです。大学の法学教育だけで駄目であるかということについては、やはり難しいのではないかという感想はあります。特に細かい論点に触れるかどうかと

いうよりは、科目によりましては一年の間に全部を触れないまま時間切れで終わってしまうようなものもあつて、残りはどうしても自分でやらなければならぬし、時間が限られておりますので、なかなか難しいと思います。例えば、憲法も民法も、最後まで触れない今まで終わつてしまつたのではないかという記憶があります。

白河 奈木先生如何でしょうか。

塙木 適切な比較ではないかもしれません

が、大学受験と司法試験受験とい

とを比べてみると、それぞれ正規の学

校だけで勉強して受験競争に勝ち抜くこ

とができるかというと、それはやはり難

しいと思います。大学受験における予備

校の役割は皆さんご存知の通りですし、

司法試験受験の場合でも、大学教育の中

で、どうしても司法試験の受験技術とし

ては必要なんだけれども大学教育では触

れられてない部分というのがあると思って

ます。例えば、法律的文章の書き方とい

うようなものは、そこまで大学教育で手

取り足取り教えるということは、時間的

にも難しいので、これはやはりオミット

されていると思うんです。ところが、司

法試験受験の中で天王山と言われている

論文試験の場合には、一四通答案を書き

まして、文章の構成の仕方又は文章力自

体でかなり評価が左右されると思ひます

ので、そこらへんまで含みますと、大学

教育だけで十分合格できるカリキュラム

ができているかというと、それは難しい

と思うし、それはやっぱり仕方がないと
いうのが実感です。

三、大学のカリキュラムの変遷とその原因

白河 どうも有難うございました。いま

大学のカリキュラムの話が出ましたけれど、カリキュラムが専門教育を始める時期などについて、最近相当変わってきて

いるということを伺っておりますが、そ

のへんの変わり方ということについて、

大学の先生のほうからお伺いしたいので

すが、どなたかお願ひ致します。

外間 カリキュラムについて簡単にご説明申し上げます。現在のカリキュラムが

できましたのが八年前でございます。そ

の前までは相当の科目数が必修科目に指

定されておりまして、選択科目が少なかつたわけあります。それが八年前に改

正された現在のカリキュラムでは、選択

の幅が相当広げられまして、学生が自主

的に科目を選択して法律の勉強をすると

いう、大体そういう基本的な考え方でカ

リキュラムが作られているわけでありま

ますと、群が一群から六群まで分かれ、第六群が法律科目以外の科目であります。その一群に一二科目配当されております。このうち学生が卒業をするために、九科目三六単位取らなければならぬということになります。どういう科目が配当されているかは、後でまた紹介申し上げますが、第二群には、一五科目配当されておりまして、この中から八科目三二単位を履修しなければならないことになっております。第三群が外國法であります。これは一科目四単位必修ということになつております。あと第四群、第五群、第六群まで含めて一単位を取らなければならないことになつておりますが、主要な法律科目は第一群に配當されておりまして、これは憲法一部、二部、民法一部、二部、三部、それから刑法一部、二部、商法一部、二部、三部、それから行政法一部、訴訟法二つであります。大体そういうカリキュラムになりますけれども、このカリキュラムについてはいろいろ問題点が指摘されておりまして、現在これを見直そうとして



おきます。まだ具体的にその見直しの案ができるわけではありませんけれども、再検討に着手したという段階であります。どういうことが問題点か、もし必要ならば後で説明致します。

伊井 私が大学にいた頃はかれこれ一〇年前ですが、その頃は確か一、二年生の間は教養課程で、いわゆる法律科目の勉強が始まるのは三、四年生になつてから必修になつたように覚えています。ところが、最近は確か一、二年のころから憲法を始めているとか、法学部でも法学の授業がなくなつているとかいうことを聞いているんですが、そういうふうに専門科目、法律科目をなるべく早い時期にやるようになったというはどういう理由からですか。

永井 まず憲法一部、民法一部が一年生に下りましたけれども、これは確か先生の在学中でも二年生から憲法はあつたと思います。それが一年早まつて、そのかわり憲法は一年生と二年生の二年間にわたってやることになったわけです。その点は先生の時代は一年間だけだったと思

います。何故憲法、民法をそれぞれ一年生に下ろしたかと言いますと、法学という科目がありまして、それとの関係があつたんですね。というのは、法学の授業というのは非常に難しい。学生に分からせるというのは大変な仕事である。それから教員のほうの能力的な問題でも、法学を全部できるというのは大変な問題であるということで、一年生に法学を教えるということの内容の吟味が一方では始まつたわけです。それからもう一方では法律をかじりたいという意見もありまして、その両方の意見が咬み合わさつたところで、憲法、民法、それぞれ一部が一年生に回つたんです。そこで何が期待されたかと言いますと、憲法一部では公法入門というような形での、いわば法学の一分野である公法入門的な憲法、それから民法一部では私法入門的な民法と、ある意味では法学を二つに分離したものがある程度要求されて、検討の段階では考えられたわけですね。カリキュラムの改正のときにはですね。そういう形でそういう

うものを置くならば法学は要らないだらうということになり、法学の代替として憲法一部、民法一部を一年生に下ろすといふのが本来の意図であったわけです。そのあたりがどのような形で実際の形になってきたか、今の講義がどうであるかそれがいわば改正のときの一一番大きな趣旨で、法律学科に法学の授業がなくなつたことはまた別問題だと思いますが、ということはまた別問題だと思いますが、たのはそういう理由です。



高窓

法学が廃止された経過はいま永井教授が言われたとおりです。法学の講義が、学生に分かりやすく法的な価値判断を教えるという機能を、必ずしも果たしていなかつたわけです。内容が抽象的で非常に難かし過ぎて、法学の講義を聞くと法律学の勉強が嫌になっちゃうという傾向もありまして、公法入門・私法入門の講義に変わることになったのです。な

るべく早くからリーガルマインドを養わせる入門的な講義をするという体制は取つていたのですが、確かに形式の上では一年生から専門科目が入ることになったんですね。しかし、現実にそうした意図が、十分に実現されたかというと、立法趣旨と実効性が必ずしも一致しないのと同じように、かなり疑問があるところです。他の先生からもお話をあると思いますけれども、担当する教員の姿勢とか、カリキュラムの取り組み方の問題でして、やり方によつては、一年生に入った途端にいきなり憲法の厚い本を読むということにいきなり憲法の厚い本を読むということにいきなり憲法の厚い本を読むといつてになつちゃつたという面もないではないんですね。学部長が説明されましたように、カリキュラム自体のあり方についても迷いながら検討を続けているわけですが、本質的に考えると、要するに現在の法学的位置付けはアメリカのロースクールのような法職養成の機関になつていないのであります。

さらに、先程もお話が出たように、高度経済成長で世の中が非常に暮らしやすくなつてきていて、一流企業がたいして

勉強してない学生でもどんどん採用してしまったんですね。私のゼミでも、一人で超一流の企業に二社も三社も決まってしまったわけです。中には、会社で金を出してアメリカへ留学させることを条件とするところもあります。そういうふうに、世の中の風潮は若い人たちに非常に甘くなってしまっていますから、そういう中で、生きた社会や企業の要請に対応できる人間、自分自身の価値観や適格な判断力を持った社会人を要請するということが、大学教育のかなり重要な仕事になっています。高校までは受験日々で明け暮れているんですね。偏差値ばかり気にして、親にもビシビシ言われてやっと大学に受かった、受かるとこれでのんびり遊びたいと思うんですね。なかなか自分で自分をつくる努力をしない。放っておくと、あまり物事を考えないで、何となく社会人になってしまいます。実は、大学教育では、まずそういうところに重点を置いて、リーガルマインドといいますか、社会全般について物を考えさせると、いうことをやらなくちゃならないわけで

す。そうした社会人教育のウエイトを無視できないわけで、むしろそれがほとんどを占めているわけですね。その一方で、司法試験の合格者が減ったら、中央大学は看板が無くなるわけですから、これは最大の重要な問題だということは、教職員はもちろん心ある学生はみんな十分認識しているわけです。現在の学部構成では、カリキュラムを二つを用意できないんですね。ですから、今のカリキュラムに沿つてただ講義を聞いて勉強すれば合格するということはとうてい期待できないことあります。だから、法曹たらんとする意欲をそそるような教育をする必要があります。永井教授が言わってたように、ほとんどの学生の資質はかなりのレベルまでいいているんですが、自分で気が付かないだけです。放っておくと、それがそのままになってしまいます。

山本 私は大学を五〇年に卒業したんですけど、私のときにはもちろん法学が必須科目で、あとで法学がなくなつたと聞いて愕然としたんです。大学受験のときは、いわゆる数学、国語、理科、社会といふ試験科目でやつてきていたわけです。



そしていざ大学に入りました、社会科学学部も専門科学である法律について接するというのは初めてであるのに、いきなり憲法や民法の中身になると大変読みづらいわけです。それとともに、社会科学のどんな本を読むべきかということを教えてくれるのが法学じゃないかと思うんですね。私は川添先生の法学の講義で、どういう本を読んだらいいかということをいろいろ教えていただきました。

例えば、ルソーとかモンテスキューとかあるいは「権利のための闘争」などの本を、一年生に入つて読む機会があつたことは、後日非常に自分にとってプラスだったというふうに思うわけです。それが何か専門科目が、それは一年生から始めてこと自体について私は問題があるとは思いませんけれども、それとともに法学、ひいては広く社会科学に接する第一番の場面なわけで、このときにはひとついう本を読んでみたらと、いうことをだれかにアドバイスしていただきたいなという感じはします。だからその意味では非常に残念です。

角田 先程カリキュラムの検討に着手をしているという話が出ました。先程の学部長の話にもありましたように、現在のカリキュラムになったのは八年前ですが、改定のポイントというのは三つございました。一つは法律学が非常に複雑、多様化が進んでいるものですから、憲法を二つに分けようとか、私の担当している労働法も一部、二部と二つに分けようとか、いうことになりました。そうすると三年生からでは窮屈になるのですから、思い切って一年生に下ろす科目を設けようということが、一つでございます。同時に群制度を作つて、法律科目の体系化を図ろうということになりました。

それから二番目は、学生の多様化に応じて、自主的選択の余地を思い切って認めようということです。そのためには取りなければならないという科目を全く無くしまして、第一群というもつとも基本的な科目についても、一二科目の中から九科目を取りなさいといった選択の余地を残すというものになりました。

それから三つ目は、単位取得科目はか

なり拡大されたと思いますが、それに伴つて一年のときから専門科目をやらせよう、法学部に入つてきた学生の法律に対する熱が醒めない早いうちのほうが多いんじゃないかということです。

その割を食つたのが法学の廃止でした。法学というのは教養科目の社会科学の中の一つにあります。社会学とか政治学とか、そういうもののうちの一つとして置かれていたんですけども、法学部もいろいろやり方はあるんですが、思い切って廃止しようということで廃止されたわけなんです。しかし八年間の経験を踏まえてみると、もう一度復活したほうがいいんじゃないかといううちは、この前の法律専門科目担当者の会議でもほとんどコンセンサスを得ております。できるだけ早い機会に復活しよう、ただ復活をする際に、単純に昔のようなやり方でもいいんだろうかということで、内容を少し検討しようということになつております。恐らく、さ来年位からはそれだけでも部分的に実施できるんじゃないかなと思つております。

それからもう一つ、この点でつけ加えておきたいことがあります。例えば、私は労働法ですけれども、三年、四年とセミをやりますと、司法試験の受験希望者で労働法のセミを取ろうという学生はいないものですから、ほとんど接する機会はございません。せめても接する機会があるのは、法律専門の担当者による教養ゼミという一年生を対象にした教養演習という講座です。教養演習は以前は原則的に語学の先生や一般教育の先生方がお持ちになつたのですけれども、法律専門も一年まで下りようじゃないかということになりまして、全部下りるというわけじゃありませんが、かなりの方が一年生向けの教養ゼミをもつてていると思います。その中で先程お話を出ましたような、法学は何をやつたらいいのか、最高裁の判決を読ましてみると、いろんな試みをやつております。かなりの程度は、法学で以前やつていた部分をカバーするというやり方をしております。

広瀬 恐らく一年生の講義を担当したのはこの中で私一人で、しかも今年初めて

ことになりました、全部下りるというわけじゃありませんが、かなりの方が一年生向けの教養ゼミをもつてていると思います。その中で先程お話を出ましたような、法学は何をやつたらいいのか、最高裁の判決を読ましてみると、いろんな試みをやつております。かなりの程度は、法学で以前やつていた部分をカバーするというやり方をしております。

今までのお話で、現在の大学でのカリキュラムが必ずしも司法試験のみを目指

民法一部を始めたんですけど、非常に不効率なんですね。というのは、とにかくそういう法学概論の部分や総則・物権などでも、何でもかんでもやれということで、簡単な概念がなかなか通じないんですね。例えば、一般法・特別法というのを口にパッと出してみましてから、ああ、分かったのかなというふうな不安感、あるいは類推適用ということを簡単に言つてしまいますが、なかなか学生にスーと入つていかない。予習している学生はある程度解かるんでしようけれども、しかしそれにしても反応はもう一つというわけで、やはり手直しする必要を感じております。それで現状においても、例えば、法職講座の中で民法入門というのを、実は夏休みの終わりになつてやつているんです。これは非

常になつてやつているんです。これは非

うなものはもう少し初めに持つていくべきで、今までは授業の現実と十分に噛み合っておらない。実のところ前回のカリキュラム改正で一番迷惑を被つたのは民法じゃないかなと思っております。しかもコマ数自体は全然増えておらないんです。相変わらず四コマ編成でやると、他の大学に比べても授業時間は非常に少ないというわけで、そういうところも含めていまカリキュラムの再編をテーマとしてやつていいこうというところでござります。



四、法職講座の現状と将来の展望

白河 今まで大学における法学教育と司法試験の現状の問題について皆さんのお話を伺つてきたわけですが、このあと更に今回の改革問題が大学法学教育に与える影響とか、将来のあるべき姿というようなことについてもお話を賜りたいんですから、多少先を急がせていただきたいと思います。

しているものではないんだということをございますが、法職講座という法曹養成についてのコースがあります。これについての意義とか効果とか、運営の実態について少しお話を賜りたいと思いますが、如何でございましょうか。

高窪 それでは簡単にご説明申し上げます。過去の経過を見てみると、先程申したような形で、社会人教育が法学部の主な目的となつた経過の中で、司法試験対策は、大学当局そのものが真正面から受験教育をやるという体制は、全くつくられていなかつたわけです。率直に言えれば、学研連諸団体に法曹の養成はお任せしつきりで、熱意のある教授達が研究室員の指導を横からお手伝いをしていたという感じです。そうした行き方を疑問視する向きもございまして、例えば、私の恩師であります故升本喜兵衛先生（当時の学長）なんかは、大学員に法職専門コースを作つて、大学 자체が法曹養成をやるべきではないかと提案しておられたことがあったように記憶しておりますけれども、そういう動きがついに実現しない

ままに現今にいたつたわけです。しかも各学部教授会は、専門と教育と両方の担当者から成り立つており（角田先生がいた）、法律専門科目の担任者会議を大変苦労なさつて運営しておられますけれども、その中には確かにいろんなご意見の先生がおられます。大まかに言うと、大学はアカデミズムの拠点なんだから、大学が自分で実務教育をやつたり、現実論を教えたり、それから司法試験の受験対策をやつたりするのは、大学の使命に反するというようなヒロソフィーも一部にはあるわけです。私自身も、以前に銀行取引法をカリキュラムに入れることを主張して、こつびどく反対されたことがあります。その後司法試験合格者が減り、学員法曹が騒いで下さったお蔭で大分変わりましたが、しかしそういう経過の中で、法職専門の受験対策をやるということについてはかなりの抵抗があつたことは事実です。それに、夜間部の授業と抵触するべきではないかと提案しておられたこととがあつたように記憶しておりますけれども、そういう動きがついに実現しない

ます。逆に言いますと、それだけに受験指導に熱心な学外の教授やOBの法曹の先生方のご協力を仰ぎやすくなりましたし、夜間部の授業のカリキュラムとの関係もあまり気にしないでいいけるというようになりました。ただ、法職講座は、現在のところ、經理研究所と異なって、学校法人付置の機関として基本規定に定められておらず、学内機関としての位置付けがあいまいでして、この辺は実績に応じて、法曹OBの皆さんにも声を大きくしていただきたいところです。ところで、先程先生方からご紹介がありましたように、現在の学部のカリキュラムは、選択肢がかなり多いのでござります。京都大學なんかは、ほとんど全部が選択科目になつておりまして、それがいいとか悪いとか、いろいろ議論があるわけですが、しかし今年の例なんか見ても、京都大学はぐつと合格者が増えておりますので、本当にやる気があつて、いい選択をしてカリキュラムを利用しながら、プラスアルファの勉強を本当にやつていれば、相当力がつく可能性も考えられるわけです。

しかし、如何せん、一般には、そこまで期待できません。相当の強い意欲と自己主性と、それから適格な素材がなくちゃいけません。そういうプラスアルファの素材を法職講座で提供していこうというわけです。司法試験の予備校でございますと、年間を通して公開の答案練習会をやつたり、習熟した教授の計画的な特別講義を聞いて強い刺激を受けるとか、ゼミを組んで試験に受かったばかりの先輩がビシビシ教えるといったようなことをやっているようです。もちろん、そういうふうに受験勉強に必要な素材を効果的に与えるというのは大いに必要でござります。受験を楽しんでもらっては困るわけで、資格でございますから、なるべく速やかに取っていただきたいと思います。

しかし、物事を考えない知識づくめの法曹をやたらに作つても仕方がないわけでございまして、それでは質の良い法曹教育とはいえないえません。そこで、法職講座では、まず新入生または初学者を対象として「入門講座」を行ない、具体的な事件を素材として、法律的な社会的事実に対する関心を喚起し、法的判断力の基礎を養うことをやつております。つまり、法学部のカリキュラムを補って、いわば法学の講義に代わるような、法律学について正しい方向付けをするための講座です。その他、判検事の方による特別講演、裁判所・検察庁・弁護士事務所・刑務所等の見学によって法律実務を理解させ、さらに春季特別講座で憲・民・刑の三科目について法律書の読み方を身につけさせます。これらの講座は、OBの法曹の先生方、専門の先生方、その年度の合格者や大学院生のチーフターーの皆さんのが非常に奉仕的にやって下さっているんです

が、率直に申しまして、法職講座だけでも勉強して合格した者の数においてもまだ十分な実績を上げていない。そこで、一生懸命体制は整えつあるものの、質の高い学生がどんどん集まるというわけにいかない。これが一つの悩みであります。このへんは、法学部の教養ゼミとも協力して、熱意のある学生を送りこむことをお願いしたいと思っております。中でも、特にお願ひしたいのは学研連との協力体

制でありまして、早く学研連に入ればそれで安心できると、一年生から受けた研究室に入る学生が結構多いんですけどね。も、それが案外早く受からないんですね。かえってぬるま湯に浸っちゃって受からないんじゃなかろうかと思うのです。能力はあるが、何していいんだか分からなくて、とにかく厚い本に取り組んで読んでいる、というような学生を法職講座にどんどん送り込んでいただきたいのです。このように、法職講座では、基本的なものの考え方を早く養うということを一つの眼目にしております。

曜答練に分けてまして、レベルの低い諸君には問題を課して、それを自宅で一生懸命勉強して答案を書いてくる、それに對して出題者が講評をして、話を聞いた上で解説書のようなものを配ってあとで復習させるということをやつております。そして、もう少しレベルの高い者のためには普通の答練（土曜答練）を、今まで各学研連団体がやつてこられたような形でやつております。また、ゼミナールは「自主ゼミ」「択一ゼミ」「特別ゼミ」を少人数で組ませて、合格者がチューターとなり活発にやつております。

このように法職講座では、新入生から卒業生まで、勉強の段階を追つて、一つの流れの中で各受験科目を合理的に學習できるよう、かなり密度の濃いスケジュールを組んでいるのですが、多摩から離れた卒業生諸君にはなかなか利用できず、従つてまだ実績が上がつておりませんので、今年からは新築な駿河台記念館に研究室を置き、短答式に何回か受けたような力のある卒業生諸君（四年生を含む）を厳選致しまして、一〇八名ほど

を室員にして勉強させます。研究室の運営については、学研連の諸先輩、特に法職委員の先生方に非常にご迷惑を掛け、お忙しいところを犠牲的にご協力いただきおりまして、今のところこれに十分お報いすることができません。ここから例えば、二〇名ないし三〇名の合格者を出したいたい。事実すぐ受かりそうな実戦力を持つたのがかなりいます。ただ今まで一人ではばらばらに勉強していた人が多いようなのです。それを一つの研究集団にしていくことからまず築き上げていく必要があります。

そして、法職講座プロバーの合格者をどんどん輩出していくことが目標です。実績があがれば、学校法人にもさらに力を入れてもらうことができますし、特別講義や答連、ゼミなどに協力いただいて、多摩を含めて法職講座を活性化し、全体の質を高め、多摩と駿河台の一貫教育を樹立していくみたいです。一言で申しますと、将来あるべきものとしてのロースクール構成を目指して、あせらないで、コツコツと少しずつ実績を上げ法曹教育のメカカとしていこうというのが、現在の法職講座の運営方針でございま

ます。実は昨日、その準備のためのチューター会議をやつたのですが、学研連諸団体のご協力のお蔭で、合格直後の修習前の諸君が二八名も参加してくれました。その皆さんに、多摩の方の各種ゼミのチューターをお願いすると同時に、駿河台のほうでも、OB若手の弁護士さんたちにバックアップをお願いして、合格者諸君にゼミのチューターをしていただくことがあります。今年は、とりあえず駿河台で実績を上げなければいけないと考えております。そして、これを突破口として、多摩を含めて法職講座を活性化し、白河 有難うございました。この点につきまして中大法曹会は如何お考えですか。



鈴木 いま解説的なお話をございましたが、言うならば法職講座は一年生・二年生・三年生という在学生中心という基本的な前提があります。そちらとどうしてもまだ勉強不足の学生諸君が直接受対象になるわけです。従って、先生方も本当に必死のご努力であります。心から敬意を表する次第でございます。ただ、問題は、学生がなかなかついてきたがらない。例えば、チャーターを三〇人、四〇人お願いするわけですから、問題は学生のほうがむしろついてこない。グループ編成をやりまして、三人、四人のグループを作つて申し込んできなさいと言ふんですが、それがまた難しい。そういう現実がございまして、非常に苦労しております。いま高窪先生からロースクール構想という展望に立つてのお話がございましたけれども、

問題は現在の法職教育講座において、言うならば、幼年学校教育と士官学校教育をどこでやるか、そこに一番の問題がある。駿河台研究室はこれから発足するわけですが、そのへんで言うならばロースクール構想を展望しながら士官学校教育をやってそこで仕上げる。そういう方向でやらなければいけないのではないかとの前提を考えております。

それから、大学の法学教育と司法試験受験教育の問題ですが、この点は永井先生もさつきおっしゃったようにカリキュラムの問題ではなくて、大学を自己研鑽の場としてとらえ、自分で勉強する努力というものが今の学生には欠落している。これがなければどうにもならない。従つて私は大学における法学教育といつても、むしろその前に大学における人格教育はどうなつてゐるのかという、そのへんから叩き上げていかないといささか難しいような感じを持つております。

白河 これまでの大学の先生方や鈴木先生のお話で、大学の法学部ではやはり本来の大学教育についていろいろご努力をいただいているところであり、また法職講座では高窪先生がおしゃつたように、ロースクールというような構想をもつてお進めになつてゐるということが分かりました。次に、先程現在の法学部の学生は司法試験受験希望者が減少しているとのお話があり、他方司法試験の受験生が大学から離れて、予備校へ依存しているのではないかとも各方面で指摘されております。現状でそういうこともあるのでしょうかが、どうしたらこれを防げるかということについて、大学側ではどのようにお考えでしょうか。

永井 まず予備校の問題ですが、予備校への依存という問題は、学生一般の言わば現代的な問題ではないかと思うのです。どうしても大学受験での勉強の延長として司法試験を捕らえるということになり

五、法学部学生の現状と中大合格者の実態

ますと、やはり大学受験までと同じように、予備校の先生がまとめてくれて、さあ、これを覚えろとか、ここはこう書けばいいんだとか、そういう形の勉強スタイルが身についていますので、学生は司法試験もその延長線上で捕らえて、そういう形での教育が一番ピッタリするということです。そういう感覚で大学の講義等を見られると、先生方が言っていることは何かよく分からぬ、難しいこと言つてはいるということでやはり毛嫌いされる傾向があるんだろうと思います。それを如何に大学の法学教育という問題へ引っ張り込むことが一番大きな問題だと思います。その点は、例えば、法職のほうでも非常に苦心しているところなのです。またそれを取り戻さない限り、現在提起されている司法試験改正という問題も無くならないんじゃないかと思います。というのは、現在司法試験に受かってきた学生に対してはかなり研修所側からの批判があります。物の考え方ができていない、リーガルマインドが分かっていませんと、やはり大学受験までと同じよう

にかなり疑問を突き付けられて、それが大学はいったい何をやっているんだといふ形での批判となつて現われているわけです。大学がそのような教育をしているわけではないのですけれども、それを取り戻せない大学に対して批判となつて現われてきてる。そういうことで大学の方でもかなり考えています。先程のイェリングの「権利のための闘争」なんかを読みと言つて、教養ゼミで勉強させることも多いと思うんです。いま法律の先生方三〇人位が教養ゼミを持つて、そういういろんな基本的な、例えば大塚久雄先生の本とかを読ましています。それでも多くの学生は落ちていくわけです。そういう学生は頭から分からぬといふうに決め付けるんです。けれども、大学教育のほうでは一年生の教養ゼミにおいて、少人数教育で、先生方が非常に手取り足取り教えております。三〇人位の先生が一人ゼミ当り一五人教えていれば、四五〇人位になります。それだけの人数をそれで押えているわけです。法律学科

の方でも、特に中央大学出身の法曹会の方でも、半分位になります。それから法職講座の方でも、特に中央大学出身の法曹会の先輩をお呼びしていろいろな特別講演会を開いて、知的な刺激を与えてもらうわけです。また、法職講座はどうしても大學教育の補完的な役割になりますので、授業があるときにはぶつからないように配慮して、夏休みに入ったときに、私法入門とか公法入門という集中的な形で行っております。また体系的に基礎的な物の考え方を捕まえてもらいたいし、それが如何に大事かということを理解させようとしています。そういう講座に参加してくれる学生の人数にしても、最初は二〇〇何人で最後は一〇〇人位に減ったようですが、それでもやはりそれだけ残ってくれて、その人達が全員合格してくれれば、中大の合格者はもっと増えるわけです。そういう形でかなり物の考え方をきちんと捕まえた法曹教育というものを法職講座ではしているはずです。それが、ある意味では予備校との対峙ということになるのじやないかと思います。法職の意義付けではないかと思っておりま

す。

白河 どうも有難うございました。最後に中央大学出身合格者の実態ということについて、これは予め別に数字をどうこういうことを大学のほうにお願いを致しませんでしたけれども、感じとして、どんなふうに掴んでいらっしゃるのか、永井先生お願ひします。

永井 昨日合格者に集まつていただいたんですが、そのときに中央大学の合格者全員の名簿を作りました。そこでの中中央大学の合格者の一般的な傾向は、上が五八年か五九年位の卒業生で、下が六三年です。大体その幅にほとんどが入っています。例外はほとんどいませんでした。つまり卒業後六年位、二九才位の人が一番上の合格者です。例外はいるかも知れませんが。ということは、卒一ぐらいから段々合格していくその位にみんななくなるということではないかと思います。そういうことから言えば、他大学の分布状況ともほとんど一致してゐるのではないかと思います。例えば、東大が在学生が多いといつても、特殊な在学生で

から、合格者の年令分布でいけば、ほとんど同じような年令分布になつております。その点は研修所のクラスの年令分布でも、今年あたりは東大と中大でほとんど差がなかつたと聞いております。つまり、うちの特色というようなことはありませんではないか、これは各大学全部共通してそういう形になつているのではないかと思います。

高窪 本当の現役というのは一、二名しか出ないんですけども、最近は目立て卒一から卒二までの比率が増えていると思います。若い人がよく受かつて祝賀会に出てきます。もちろん何回もやつて、やつと受かった方もかなりいますが、そんなんに年はとつていらない。平均すると、いま言われたようなことになると思いま

角田 今回の司法試験改正案の中で、回数制限、年令制限という話が出てきたとき、中大が一番影響を受けるんじゃないかという声が出ておりました。ところが

から、大学による差はほとんどないんだということを聞きました。私自身も何とかもつて余断と偏見を打ち払うことでき、大変心強く思っています。また、大学の職員の人で司法試験の合格者の年令構成とか傾向とかについて、一定の特徴が見られるかどうか調べてみた人がいます。まだ一年か二年位しか対象にしていないから、はつきりしたことが言えるかどうか分からぬといふ定付きですが、それでもいくつかの特徴があるように思います。卒業年次をみると、卒一、卒二が非常に多いですね。それからずうと落ちるんですけども、今度は七、八年するとまた上がるんです。これは何だろうか。いろんな解釈の仕方があると思いますが、在学中の知識の量というものは、今の司法試験の現状を考えるとやっぱり足りない、卒業後一、二年という位のところで太刀打ちできる水準のところまで上がっていく、私はそう推測しております。ところが、その後で少なくなるのは何故なのか。今度は知識の量を一生懸命ため込みますと、情報公害

の波にもまれてかえって枝葉末節の知識ばかりをため込んで、幹はどこで枝はどこかというような、体系的な思考というのがなくなってしまう。そのことに気付いた段階で、今度は知識の量じゃなくて、問題は考え方なんだということを自覚をしたら、またまた合格者が増える。そういう傾向というのを現わしているんじやないだろうかと解釈しております。

それからもう一つは、合格した人達の大学での成績がどうだったかということを調べてみた、これもまだ一年か二年位なものですからあんまり正確ではないんですが、調べてみるとやっぱり合格者の方がいいんです。大体Aの数がどうかといったパーセンテージを出すんですけど、一般的の学生よりも多い。

それから、これは統計とはまた別の話ですが、今の中大の法学部では推薦入学の制度が採用されておりまして、付属と、全國の指定校からの推薦を合計しますと、大体定員の四〇%近くはそれで埋まってしまいます。比較的若い層で司法試験に受かった人達というのはこの推薦の中か

ばかりをため込んで、幹はどこで枝はどこかというような、体系的な思考というのがなくなってしまう。そのことに気付いた段階で、今度は知識の量じゃなくて、問題は考え方なんだということを自覚をしたら、またまた合格者が増える。そういう傾向というのを現わしているんじやないだろうかと解釈しております。

それからもう一つは、合格した人達の大学での成績がどうだったかということを調べてみた、これもまだ一年か二年位のものですからあんまり正確ではないんですが、調べてみるとやっぱり合格者の方がいいんです。大体Aの数がどうかといったパーセンテージを出すんですけど、一般的の学生よりも多い。

野宮 それで、今度はテーマが変わりましたので、伊井和彦先生に司会者をお願いすることに致します。伊井先生にはいろいろと努力していただいております。

伊井 よろしくお願い致します。

伊井 それではレジュメの「三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響」という項目に入らさしていただきます。ま

白河 どうも有難うございました。

六、司法試験改革運動の背景とその現状

野宮 それは、今度はテーマが変わりましたので、伊井和彦先生に司会者をお願いすることに致します。伊井先生にはいろいろと努力していただいております。

伊井 よろしくお願い致します。

伊井 それではレジュメの「三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響」という項目に入らさしていただきます。ま

ず、ご存知のように、今回司法試験改革試案というものが法務省から発表されまして、その改革試案の内容についての議論は弁護士会等でも盛んにされておりますし、学研連でも意見書を発表されていますが、本日はそういうところでされている議論を多少紹介しながら、今日のテーマは「大学教育と司法試験改革問題」でございますので、今回の改革の運動、あるいは改革がもし実行された場合に、それが今までいろいろお話を出てきました大学法学教育との関連でどのような意味を持つてくるのかということを中心にしていきたいと思つております。最初に、ある程度皆さんご存知かと思いますが、簡単に今までの経緯をご紹介します。まず「今回の改革運動の背景」について述べますと、これはもちろん法曹



それが基になって起こってきたわけです

が、実際のところ、今回の司法試験的具体的な改革、特に回数制限とか大学推薦制とかいう改革案の基になった背景にはどういうことがあるかということにつきまして、簡単にレジュメにまとめておきました。これは法務省がいろいろなところに発表しております論文等で指摘していることでございます。第一に「合格者の高齢化」、今年の司法試験合格者発表の新聞記事を見ましたけれど、過去最高の平均二八・四四才であるということが非常に強調されて新聞にも掲載されておりました。

それからそれに伴い「受験期間の長期化」、かつては大体勉強を始めて二、三年で合格するのが普通であったのに、今はもう五、六年から七、八年かかるのが普通だと言われています。それから「司法試験浪人の増大」、これも昔からあったことではあるんでしょうけれども、司法試験受験者が増える従つて、司法試験浪人が非常に増えている、それが一つの社会問題にもなつてい

るという指摘がされているわけです。

それから「若年者の試験離れ」、これは逆に司法試験が難しくなり過ぎて、若い人がこれではどうして合格するの無理なので最初から諦めてしまうという傾向が出てきているんだというようなことが法曹懇なんかで指摘されてい生す。

それから次の「検察官不足と優秀な人材の確保」という項目ですが、正面から論じられてはいないものの、一般的に言われているところでは、やはり今回の改革の動機には、検察官不足という問題がある。何故検察官不足という問題から司法試験改革ということになるかといふと、

要するに司法試験合格者が高齢化したことによって検察官のなり手が少なくなつたと、若い合格者が増えれば検察官志望者も増えるんじやないかという考え方があるということです。

それから「優秀な人材の確保」というのも、先程の若年者の試験離れと同じことになりますけれども、かつて司法試験を目指した大学で優秀な成績を取つて、これはいけない、もっと大学と司法試験というものを結び付けなければい

に行つてしまふ。そういうことから法曹界にとって優秀な人材を確保するためにも、今の現状を改革する必要があるんじゃないかということが一部で指摘されております。

けないというような意見が出てきているのです。

以上ご紹介したような理由から、今回の改革運動というのが出てきているのではないかと思うのですが、結局、結論として法務省が言っていることは、もう少し合格者の若返りを図りたいということです。言い方を変えれば、もう少し若い合格者の比率が増えるような形にしたいということなのです。それに対して、まず実際そういう現状があると皆さんお感じなのか、あるいは合格者の若返りをもつと図る必要性があるというふうに思われるのかどうか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見がございましたら是非お願いします。

永井 そういう現状があるかというお尋ねですけれども、合格者の高齢化とか受験期間の長期化、これは統計の示す通りであると言わざるを得ないだろうと思します、しかしながら、優秀な人材の確保という問題については、かなり疑念を持っているわけです。というのは、先程角田先生からもご紹介ありましたように、



うちの大学はここ二年ばかりコンピューターを駆使して、合格者の在学中の成績との関係とか、高校との関係とか、そういうことを全部調べているわけです。そうしたところ、司法試験に合格する人はやはり大学の成績もかなり良いわけです。言い換えれば、大学の成績が良いほうに属さない人はあまり合格していない、合格する率が非常に悪くなる。そういう面ではうちの大学も優秀な人たちが合格していると思います。それから法務省の言う「優秀な人材」という問題ですけれども、研修所で試験をやりますと、例えば二回試験の場合若い人の方が成績が高い、若いの方が優秀なんだということになる。しかし、修習生たちに意見を聞きますと、任官希望者は一生懸命勉強するから成績がいい、そして任官希望者には若い人が多いから、二回試験の成績だけ見ると若い人の方が優秀だと思えるかもしれないが、そのことだけをとつて若い人イコール優秀だと捕らえるのはおかしい。そもそも法曹としての優秀さを二回試験の成績だけで判断するということ

自体問題ではないかという意見がかなり多いわけです。ただ、気になりますのは、優秀な人材ということのもう一つの側面ですが、いわゆるリーガルマインドがないという批判です。法的なものの基本的な考え方ができていないで受かってきているという批判、これはかなり気になる部分です。ただそれは統計的に若い人に多いのか、ある程度平均年令位のところに行って受かった人が多いのかというのはまだ分からぬわけです。下手をすれば若いの方に多いのかもしれないのです。それなのに若返りを図るというのは、そういった人をうんと作り出すことになってしまします。先程角田先生が言われたように、中央大学合格者の統計では、卒一、卒二でワッと合格するか、ちょっと中だるみがあつてまたワッと合格するわけです。それは先程角田先生のご指摘にありましたように、單なる知識ばかり追いかけて情報が多過ぎて收拾がつかなくなつたために合格しなくなるけれども、その知識の整理が済んで、ある程度法といふものはこんなものなんだということ

が分かつたときに合格する、そういう意味では、リーガルマインドを掴み切つたときに合格するということがあるんではないかと思います。そうすると、「若い人イコールそういうリーガルマインドがある、平均年令以上で合格した人にはリーガルマインドがない」という論法はどうも統計的には現われないんではないか、だからこの点の法曹懇の意見についてはどうもあまり承服しかねると思つております。

高窪 うちの大学に限らず、例えば、共通一次を通つて一流の国立大学にスムーズに合格して、ストレートで大学を出たという人達が、一般的に非常に優秀なのかというと、社会に出てかえつていろいろ問題を起こしているわけです。裁判官としても、リーガルマインドを把握するのが早いほど確かに早く合格するわけですが、年令が若いから法曹に適していることは言えない。「ヤンガーライズベター」という論理だけで貫くのは、これは非常におかしいのじやないかと思います。むしろ、社会経験の豊富な人、企業に入つて、ノーハウを体得しいろんな経験を積んだ人、そういう人が法曹になることもナンセンスな理解じやないかと思うんです。確かに、企業や現代社会は若くて動

きの早い法律家を要求していると思うわけですが、それで本当に日本の法曹がよくなるのかというと、これはかなり問題じゃないかというように感ずるわけです。いま永井教授の言われた、「リーガルマインドの養成については、確かに大学教育の中でもなるべく早く石を投げてやって、物を考える機会を与えてやることをもつとどんどんやらなければいけないと思ひます。リーガルマインドの養成を今怠つてゐるという言い方はできないと思いますけれども、今よりももっとそういう方向へ目を向けていく必要がある。受験生としても、リーガルマインドを把握するものが早いほど確かに早く合格するわけですが、年令が若いから法曹に適していることは言えない。「ヤンガーライズベター」という論理だけで貫くのは、これは非常におかしいのじやないかと思います。むしろ、社会経験の豊富な人、企業に入つて、ノーハウを体得しいろんな経験を積んだ人、そういう人が法曹になることもナンセンスな理解じやないかと思うんです。確かに、企業や現代社会は若くて動

護士もできないんではないかという気が

それから、今回の司法試験改革論は、

七、検察官不足の実態と原因

やっぱり弁護士さんになる希望が多いんです。それも特に、最近では渉外弁護士です。検察官と裁判官とがこの一二〇～一三〇人について、それぞれ勧誘合戦をしていたら、その間に渉外事務所へ引張られてしまうことになってしまふ。いま渉外事務所では若手の弁護士を二年間留学させますよということで一生懸命勧誘し、約三〇～四〇人位を就職させています。これらの原因について、法曹懇では大学の学生に対する教育が良く機能していない結果ではないかと考えているようです。確かに刑事訴訟法やその講義では、裁判官や裁判所のことは出てきますが、検察官のことはほとんど出ていないわけです。その一方で、大学で教育するときには、八海事件などの例を引いて検察官に対して批判的なことばかり講義するため、学生時代からアンチ検察官となり、修習生になっても検察官への任官者が少ないのではないかと考えられています。

では、司法試験を仮りにうまく改正でき若手を多く合格させることができたとしても、それで任官者が増えるかどうか

については、今の検察官とか裁判官に対して若者が魅力を感じるかどうかにかかると思います。検察官は今でもリカルート問題で一生懸命努力しており、検事正、特捜部長から副部長、みんな新聞に出ています。これら活躍している人の多くは、中大出身者ですが、こういうふうに昼も夜も一生懸命働き、社会から注目されていても、それで今の若い者が満足をしているかというと、昔と違い現在ではそうではなくもとスマートで派手なことをしたいと思っているようです。

警察官僚は行政官で各方面で活躍してスマートであり、転勤族になるなら警察官なら良いが、検事みたいなのは泥臭いから嫌だと、裁判官も同じということになります。結局のところ、検察官や裁判官は職務の性質上確かに泥臭いところがありますが、日常の職務遂行の面までもう少し魅力あるものにしていかなければいけないと思います。結論は出ないんですけども、どうもそのようなことでござります。

伊井 大変率直な意見をありがとうございました。

高窪 私は、石を投げるつもりで、乱暴な発言をしたわけですが、大変率直に話していただきてありがとうございました。任官不足と言いますが、今度の土曜日に、郁法会の出身者で新郎も新婦も検事といふカップルが結婚式を挙げるんですが、そういうのもちゃんといるんですね。任官して検事をやりたいと言うんです。だから、任官を促すような教育を大学でやってないとは言えないと思いますし、回数制限すれば任官者が増えるということはないのではないか。今の若者は、一般

討の結果ですが、任官者を多くさせるためなら、いま高窪先生が言われましたように、もっと率直に法曹三者にその方策について問い合わせたらよいのではないかという意見もあります。私が指導している際、二八～三〇才位の人でもうちよつと給与が良かつたら任官したい人が沢山いました。こういう人にもうちょっと手当をするようにすれば、任官者は増えるのではないかと思います。

に生活条件や生活環境について、非常に現実的な価値観を持っていますから、年令よりも待遇改善でしょうね。それと、判検事の仕事の内容をもつとPRして学生を刺激することが大事だと思いますね。

八、「受験回数制限」案の目的と問題点

伊井 それでは、次に改革試案の問題点について、具体的に聞いていきたいと思います。

この存知のように今回の法務省の改革試案の目玉は「受験回数制限」です。内容はご存知だと思いますが、二三才未満はノーカウントで、二四才以上について三年で三回という形で、人事課長試案ではありますけれども出てきております。それからあと「大学推薦制」と「合格者の増加」、ただし合格者の増加については、受験回数制限及び大学推薦制の導入を前提とするという限定付の増加案になつてゐるわけです。まず受験回数制限について、簡単に今までの議論をご紹介しておきますと、いま弁護士会などで反対論が

非常に強いのは、一つには司法試験の目的・性格からの疑問です。いわゆる資格試験であること、あるいは法曹適格の判定試験であるというところから、果たしてそういう年令的なもので考えていいんだろうか、そもそも法曹適格というものが若さは関係あるんだろうかという形の疑問が出されています。それから法務省が指摘するところでは、欧米諸国の司法試験では全て回数制限が実施されていると言ふのですが、その欧米諸国の司法試験の合格率は大体六〇%から七〇%で、

そういう合格率の中での回数制限なのです。これに対してわが国の司法試験は、現状は合格率二%、仮りに合格者数を法務省の案のようになります。これに対する意見では、二〇%までしか行かないだろうと言われております。そういう合格率の中で、三年三回という形の回数制限を行なうことが、すなわちその回数内で合格しない人には法曹資格がないと決め付けることが、果たして合理性があるのかという疑問があります。それから、そもそも回数制限を

るのか、ただ単に受験手控えをする人が増えたり、若い人が今以上に試験離れてしまい、かえって高齢化するんじやないかという疑問も提起されております。

ついでに言わせていただきますと、大學との関係では、ただでさえ今は若い人の司法試験離れが起きているのに、回数制限をすることによってかえって若い人が離れていくんではないか、あるいはそれでも司法試験を受けようとする人は、そういう回数の制限がある以上、なるべく早く合格したいということで、より効率性のある受験機関を求めて予備校にますます行ってしまうのじゃないかという疑問、そういう場合に大学は果たしてそれに対応していくのかということも問題とされているわけです。これらの疑問点について、またご意見を伺えればと思います。まず、いわゆる司法試験の性格からの疑問といったものについては、どのようなご意見をお持ちになりますか。

中津 いみじくも先程中津川先生がご指摘になつたように、やっぱり法曹三者の人口構成とかバランスというものが欠け



てきたところから、若い者を採るために回数制限というような案が出されてきたのであって、一番大事なことは、裁判官にしろ検察官にしろ弁護士にしろ、適正な数が確保されるということがなければならぬ。回数制限が言われているのは、もしかして回数制限をして合格者の若返りをすれば裁判官・検察官が確保できるのではないかという希望のもとに、そのような案が出されているのではないかと私も思います。

それでは、仮りに回数制限をして若い者は増えた、でもやはり裁判官・検察官のなり手は増えなかつたということになると、結局、その次には、分離修習といふことで、養成制度そのものを裁判官、検察官、弁護士それぞれ別な入口から育てようということになると思ひます。職務を受け継ぐ若い人がいなければその組

織は潰れてしまうわけですから、当然そらなざるを得ないわけです。それでそこへの一步前の実験的のこととして、回数制限が言われているんじやないかとう気がするわけです。だから私どもも、理念的な反対は当然ですけれども、理念的な反対だけを言うんではなくて、考えなければならないのは、どうすれば裁判官・検察官を確保できるのか、それについてみんなが知恵を出さないと司法試験改革ひいて回数制限というようなことも阻止できないんじやないかと思っているんですけれどね。

伊井 飯田先生は如何ですか。

飯田 私も、回数制限に理念的に反対を唱えるだけでは解決しない問題だという点では、中津先生と同じような考え方でございます。私も実はこの問題を白河先生と一緒に考えたことがあるんですが、私はまだ回数制限の反対を唱えるだけでは、統一試験・統一修習の廃止という問題にやはりぶつかってしまうのではないのかという気がします。私どもは当然、分離試験・分離修習はまずいという前提か

ら考へているわけです。ところで、回数制限をした場合に、合格者の若返りを図れるかという点については、疑問視する意見もあり、また効果はあるだろうという意見もあります。一弁の場合は効果があるのではないかという人のほうが若干多かったような感じがします。そして、もし効果があるのであれば、実験的にやってみるのも、分離修習を避けるためにはやむを得ないんじやないかという意見が出ました。私ども一弁では、回数制限を与えることと、法律を时限立法的なものにしまして、五年ないし一〇年後に必ず効果の見直しをするというような条件付きで、一回実験的にやってみたらどうかという結論になっていたわけです。私自身も、果して効果があるのかなと思うながらも、分離修習を阻止するためにはやむを得ないかなと考えております。

中津 もう一点補足させていただきたいのですが、私が申し上げましたのは、例えれば、合格年令が仮に二八だ三〇だとな

つても、要するに裁判官・検察官がきちんと確保されなければ、あまりこういう問題は出てこなかつただろうと思ひます。

それが確保されていないところに問題があるわけですから、そこを工夫しなければいけないわけで、今回の議論を考えるときには、どういう工夫をしたらいいかも考へるべきなのです。今度裁判所のほうで、弁護士二〇年以上の経験者を裁判官に採用する、その場合に現在住んでおる住所から転居しないで通える範囲内の裁判所に配属して生活に差支えがないようにするということを言われておりますが、それと同じようなことでございまして、例えば、三〇才で検察官になられる方が、ストレートで来て二四・二五才でなる方と、多少年令による給与の差があるんでしようか。

中津川 給与の差はありません。しかし、行政の一種、今の上級一種ですね、これは例えば、二年間遅れた場合に、半年とか一年とかすでに働いていたとみなして、ストレートで就職した者より高い給与を支給することになつています。

中津 そういった工夫をして、三〇才で検察官になられた人がいた場合に、もう六年検察官として経験をしてる人と同一のところにはすぐ持つていけないにしても、例え、少なくとも半分ぐらいのところまでは持つていってあげて、あとは

能力を見ながら、一〇年位経つたら現役検察官になつた方と同じ位の給与体系に持つていけるよな、何かそういう制度的な工夫をすればやつていけるんじやないかという気がするんですね。そういう工夫をすることが先決なのであって、今にわかに回数制限をやつて、人為的に若返りを図るということは、ちょっと拙速に過ぎるのぢやないかというのが基本的私の考え方なんです。

飯田 若い合格者が検察官あるいは裁判官を志望するかどうかという点に関しては、私は弁護士会の修習幹事をやつているんですけども、弁護士会と検察院と裁判所の合同での話合いの場があり、その中で裁判官の方が、自分たちが欲しいと思っていた人が渉外事務所に行つてしまふと言つておられました。私ども弁

護士会でも同様で、渉外事務所に行く人が多過ぎて、なかなか一般の小規模の事務所に若い弁護士を採れないという問題で悩みを抱えておるわけです。私どもが日頃考えていることと同じことを裁判官の方が言られて、私もハッと思つたわけですかどうかということに関しては、多少問題があるだらうと思います。検察官をもつと魅力のある職業にすることを考えいかなければならぬわけです。これから二一世紀を展望した場合には、法秩序の維持ということが非常に重要なことであつて、検察について言えば、最近の国際化、特に東南アジアとかの若い人達に非常に犯罪が増えつつある、犯罪が多様化しているという状況下で、警察もそろでしょけれども、検察官の役割といふのは非常に大事であり、その数を増加させることも非常に重要だと常々私は思つてゐるわけです。

伊井 回数制限という制度の是非については、皆さんそれぞれご意見をお持ちだ

と思います。もう少しいろいろな方のご意見を伺いたいと思います。荻原先生如何ですか。



荻原 この回数制限の基本的なねらいは、多分若返りを図り若年化を図りたいということになるだろうと思います。このレジュメの箇所に合格者の若返りが本当に必要かというテーマがありますが、一般論として、若年者のはうが高齢者よりも可塑性に富んでいるということは言えるんだろうと思います。そういう意味で世の中が複雑多様な時代に入ってきて、特に国際化なんてことなってくると、可塑性に富んだ法曹を育てないと、対応力が落ちてしまうのではないかというような考え方方が基本にあって、法曹懇の考え方なんかはしきりにそういうことが出てきています。そういうあたりを回数制限と結び付けて、いわば理論的な背景に目

を向けるというふうに私は理解をしていきます。

それから、受験時間が長期化して浪人生が非常に増えてきたという現実、しかしその間ほとんど就職をしていない、まさに受験のためだけにずっと長い期間勉強をしなければならない。そういう意味で、非常に社会性の欠落という点が指摘されています。しかし、そういう観点から言うならば、若者は若者なりに社会性がないはずなのです。これは社会経験とされています。これは社会経験ということですが、そういう部分から非難をしてみても、それは若年者、高齢者という形ではあまり違ひはないと思います。ただ、若い人が社会性がないということが言われるのは、他の分野の世代と比べて、法曹界のはうは受験勉強に非常に長い期間費してきて、その期間の社会勉強が乏しいから、他の分野と比較した場合に問題があるといふような比較をしていかないと、回数制限の効果だけに目を向けて議論をしてもなかなか噛み合わないだろうと、こんなふうにいま感じております。

伊井 市川先生如何でござりますか。

ると、果たして専門実務家として勉強するのにわずかの期間で足りるんだろうか、専門性という分野でもやっぱりこの問題を考えてみなければいけないと思います。そんなふうに考えてみると、いま言われている議論が何となくあまり噛み合わなくて進んでいくのではないかというような杞憂を持つわけです。先程から実際論としてのご意見が沢山出ましたけれど、例えば任官者が減ってきてるという理由の中には、ある程度の高齢者の中で、例えは検事になりたい、裁判官になりたいという希望を持つ人があつても、処遇の上でもう現実に選択できないという場面があることも事実です。そういう面から見れば、やはり先程もご意見が出ていたように、この問題をただ回数制限というふうな機械的な議論ではなくて、もっといろんな角度の中から、多角的な検討をしていかないと、回数制限の効果だけに目を向けて議論をしてもなかなか噛み合わないだろうと、こんなふうにいま感じております。



市川

一般的な考え方としては荻原先生と同じでございますけれども、今回の改革問題の背景の中に、先程中津川先生がおっしゃったように、検察官不足というようなことが指摘されておりますが、私も研修所で五五年から五八年まで教官をしておりましたので、検察官不足というのが今回の改革問題の原因の一つであると思います。その原因は、例えば、四〇才の方が任官したいというのを拒否するというのもその一つではないかと思うのです。そういうことが今もあるかどうかは中津川先生にお尋ねしたいと思うのですが、確かに教官をしていた当時は、事実上そういうことを修習生から聞いております。私は何才だから採用してもらえないということを聞いておりますので、もしそういうことが内規としてございましょうでしたら、それらを開放しては如

何かと思います。私が七期で卒業した當時も確かに年令制限はあったんです。当時またま七期の三六才の方が引っ掛かりまして、いろいろごたごたして、最後に鉄路ならばよろしいということになりましたが、恐らく今でもあるんじゃないでしょうか。結局、裏を返せば役所でございますので人事構成という問題で、例えば、早ければ二四才で任官できる人がおつて、遅い方は三一才になるわけでございますけれども、そうしますと同じ部署で逆さまの人事が行われる場合も出てくるわけで、それはできないということですね。これは会社でも同じことで、大学を留年しているとちょっと採用に引っ掛かります。しかし、法曹界の場合はそういうようなことを開放していただいて、等しく希望される方は採用するという方法をお取りになつたら、検察官不足も無くなるのではないかと思うのです。中津川先生、如何でしょうか。

年令制限はないと思います。検察官の場合も年令制限はありません。昨年三九才で任官した人がおります。ただ、こういう場合にも、二五才で任官する者と給与は同じです。非常に気の毒です。

なお、現在任官者獲得方策として、待機改善の一方策ともいべきものとして、本俸以外に調整手当というのがあるんですね。これは弁護士さんの初任給とアンバランスにならないようにとの配慮から、大体いま新任の基本給、検察官だと二〇級ですけれども、これに調整手当を付けて、初任給は月約二七万円になるのです。この給与及び調整手当については毎年大蔵省に折衝してこの額を上げるようお願いしているわけです。このような状況ですから、高齢者が任官する場合には、行政職と同様に給与をもう少しプラスしてくれればいいと思うのですけれどもね。

市川 もう一つお尋ねして恐縮なんですが、年令の上的人はやや個性化してしまって、個性が強過ぎるという点があると思うんです。これは会社にもござります。

特に三〇才位になりますと、自分個人の考え方が定着してしまいまして、純粹培养で卒業してすぐ来た者とは異質なものがあるというふうに聞いてるんですが、そのへんのところは中津川先生、如何ですか。

中津川 私の指導していた頃の経験だと、やはり若い人は確かに柔軟性があります。ある程度年を取つてると、自分の個性というものがはっきりしていますので、やはり任官という組織に入る場合には、そのへんがちょっと難しいところもないわけではないんです。それは人にもよりますですね。



柳沢 それについては非常に複雑ですかいろいろな面から多様な批判を受けるわけですね。制度は必ずいい面と悪い面を備えていると思います。それで様々な議論がなされるわけです。先程藤井先生が

申された中大法曹会の意見書を出しましたが、その基本はここにおいての若い先生方がまとめたものです。この点は、理念の面と実質の面を分けて考えないとおかしなことになるのではないかと思います。例えば理念としては法曹適格とは何か、若返りがいいのかどうかということなどです。これは先程言われたことですけれども、若返りについては世の中的一般的な常識を批判しても致し方がないのではないでしょか。今回のレジュメに回数制限のところで「現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性」と書かれていますが、あくまで認められることは前提としなければならないと思います。そういうでいくつかの点に疑問が生ずるわけです。受験者には在学生と卒業生があります。在学生の立場から論ずる場合と卒業生のそれとでは自ずから異なるべきです。

柳沢 それから受験資格制限の目的がどこにあるのかという点が重要です。実際に検察官あるいは裁判官の不足ということが

どの程度であるのかそこをはつきり捕らえることが必要であると思います。その目的をどう考え、それにに対する手段が適当であるのかどうか、目的合理性があるのかどうかが問題であると思います。

この問題は、受験生の方から不合格に対する疑問が生じてくると思います。いくつかの問題点の指摘がありますが、最近の司法試験の合格率が2%以下の現状において受験資格の制限が適当か否かといふことになりますと、これはあくまで疑問です。2%以下の合格率であるのに、不合格者に対して二回、三回あるいは五回まで受けさせてその後は受けさせないということは合理的な判断では結論が出ない問題であると思います。

そこで中大法曹会では、いざれにしても三回制限に対しても反対であるという意見を出しているわけです。

次ぎに中大法曹会は、予備的な意見を付け加えた点が学研連の意見と違っています。どうしてもやむを得ない場合には、五ないし六回程度が最低限度であるといふのです。これ以上制限するようであ

つたなら問題です。これは先程飯田先生がお話になつた一弁の意見と大体同じになつてゐるかと思います。

それから中大法曹会の意見は、合格者を増加することを前提にしています。その程度は約七〇〇名までということです。その数が適当であるかどうかということはまた別の観点から問題になると思ひます。

法曹懇では、社会のニーズに応えていないと指摘されていますけれども、とにかく合格者を増やすことは、若し実際にその必要があれば増やせばいいことですが、その必要性については疑問があります。

現在の司法研修所の設備は、少し手を加えればあと一〇〇名から二〇〇名程度は養成できるのではないかと思います。

しかし合格者を増やすことについては、いくつかの地方の弁護士会は絶対反対です。いずれにしても現状からいって、合格者を著しく増やすことについての合理性は認められないと思います。制度改革の問題ですから態度決定の問題であると

感じています。ちょっと感想だけを述べさせていただきました。

藤井 西ドイツの先例なんかも当たで

しょう。

柳沢 ええ、もちろん当りました。ここは回数制限をしていますが、その結果必ずしも若返りしてないようです。

伊井 それでは、最近までわりと受験生に近い立場にあられて、今でも受験生を教える立場にあられる比較的若い期の先生方にもご意見を伺いたいと思います。中村先生、如何でしょうか。



中村 私は、回数制限をすることによつて若い人を探ろうとするのもいいんです

が、その場合若い人をだれが必要として

います。

ただ、検察官、裁判官については、他の官序との釣合いがあるので若い人が必要なのかなとは思つております。例えば、検察官に任官される方は大学を卒業して

した。だけど私はいま弁護士やっていて、「長々やつていて良かつたな」「弁護士が合ってるな」「私の依頼者は幸せだな」(笑)と思つております。いま刑事の否認事件で無罪を取らうと思って一生懸命駆けずり回つておりますが、これが若い人だつたら本当にここまで熱心にやつてくれるかなと思ひます。これは長々やつた人だから締めないんですね。ねばり強くコツコツと調べてよくやつてくれるわけですね。若い人は合理的に物事を判断しますから、時間がもつたいないといふことで、この程度でやめちゃおうとう解決をしがちです。私も五年位いろんな弁護士を見ていて、若い人がやっぱり早くやつて拙劣な弁護をするというのも見ておりますので、そういうところを見ると、果たして若い人が弁護士にとつて必要なのかなというところに疑問を感じております。

直ぐ合格しても二年の修習があるわけですから、他の官庁と違つて二年遅れるわけです。その上に司法試験は難しいですから何年も不合格になつていると、他のキヤリアと検察官の任官組と比べたら年令が全然離れてしまい、バランスが取れなくなります。しかし、最近私は、やはりバランス論だけでは割り切れないんじやないかなと思つております。私は弁護士ですから法曹一元という制度を良いものだと思っています。法曹一元を採つてゐるアメリカでは検察官が弁護士の中から選ばれていくわけです。そうすると、検察官になる年令というのは、ある一定の年令にならないとなれないわけです。裁判官においてもしかりです。私もニューヨークの弁護士と以前話をしたことがあるんですが、ニューヨークでは裁判官で三〇才以下の裁判官はいないということでした。要するに、アメリカでは裁判官というのは一定の年令にならないとなれないのに、日本の裁判官というのは二十四才位の若い裁判官が法廷に立つていて、これがおかしいんじゃないかと言わ

れたことがあるんです。弁護士をやって依頼者といろんな苦労を経験した人が、この人だったら検察官になつてもいい、選ばれてなつて行くというのが法曹一元の趣旨だと思うんですが、最近の若返りのために回数制限をしようという議論は、この法曹一元の趣旨にも反するという感じがあります。結局、私としては、回数制限には、絶対反対であり、年取つた人でもいいんじゃないかという考え方です。

もし現在の制度で若い検察官が採れないといふのであれば、私は二つのことを改善すればいいのではないかと思っております。一つは、やはり検察官には「正義の実現」という検察官の理想があると思うのです。この「正義の実現」という理想を現在の検察庁が実行すること及び大学教育の場で植え付けることが大切だと考えます。もう一つは、待遇改善だと思つのです。先程から議論がありますけれど、結局、お金の問題なんです。最近若手が渉外事務所へ流れて行くというの

は、先程も中津川検察官が言われたように、初任給が四五万円、ボーナスを合わせて年間約八〇〇万円位を弁護士に成り立てる人に払つているという現実にあるのです。それじゃ検察庁へ行くはずないですよ。検察庁は初任給は幾らですか。

中津川 調整手当を入れて月額二七万円位です。

中村 それじゃ行くはずがないです。若手の会合で、一番新しい若手がどういうことを言つているかといふと、「今の研修所を卒業する人は、待遇が如何にいかということしか考えていない。検察官不足を無くすための一一番いい方法は、給料を現在の二倍にすることだ。二倍にすれば検察官不足なんか無くなりますよ。」ということなのです。この点によく耳を傾けないと、果たしてここで回数制限をやつたはいいけれど、結局、弁護士ばかりというような状態になると思うんです。またそういう意味でも、私は回数制限に絶対反対だという立場を取っています。

九、回数制限が大学法学教育に与える

影響と弊害

伊井 ありがとうございました。この問題について

題についてはそれぞれいろいろご意見があると思うんですが、ちょっとテーマをしほらしていただきます。

先程申しましたように、回数制限が受験生と大学法学教育に与える影響と弊害という観点、もちろん推測にしか過ぎないかも知れませんけれども、その点で少しご意見をお伺いしたいと思うんですが、まず三九期の若い先生方がいらっしゃいますので、実際どういうふうに思われるか、寺本先生からお願いします。

寺本 私は、今でも受験生とか後輩の面倒を見ているんですが、受験生に回数制限の話をしますと、たとえ三回に制限されても、その前に合格するんじやないかと言います。これは勉強をしていなければしないほど大体そういう自信があるようですが。(笑い)しかし、実際導入されて、二回までやって、あと一回といふことになると、かなり深刻だと思う

んです。受験を開始する人に、どういう意見でいるかよく聞くんですが、やはり三年から五年位では何とか通ろうと思つて皆さん始められるようです。実際はそうまくいかないことは私も経験しているところです。ですから、三回やつて駄目なら止めようと内心では思つてゐる人が多いようです。受験離れということが言われていますが、それは違うんじやないかと思います。ただ三回で合格しなかつたときに、悔しくて悔しくて諦め切れないと人が出ることは推測されるところでして、やはり単純に回数制限をすることには疑問を持つています。

また、皆さん予備校に通うのではないかということを言っておりますが、受験生にとって、どこに行くかは別として、三年間で一番うまく合格する方法を求めるというのは当り前のこととして、例えれば、中大の法職講座がそれに応え得るものであれば中大の法職講座に集まるであろうし、予備校が最適であると判断すれば予備校に集中するわけです。現状は大學教育だけでは限界があると言わてい

ますから、予備校にかなり集中しており、そういう傾向が強く出てくるのは当然だろうと、私は思っています。

次に、実際に三年で確実に合格するのかと言われますと、先程からのお話のように合格率が二%ですから、要するに一〇〇〇人の人が三年やれば半分は落ちるわけですよ。三年であれば一五〇〇人ですか、ですから三〇〇〇人やつて、やつてみれば半分は落ちるということです。このような合格率では、どんなにいいカリキュラムを取つたとしても運が悪ければ落ちるわけですから、教える側はできるだけうまく合格させるというか、理解を早める方向で教えるのであるうし、やる側には発破を掛けるしかないという気がしております。ただ予備校では、例えば一年で合格だと二年で合格などと言つてはいるようですが、実際それに乗つてうまくいくかどうか分からぬ、現状としてはやる気になつたらトコトンやるしかないしか言えないんじやないかと、私はそう思つております。

永井 大学にいる者として、この回数制

限に對してかなり危惧を持つてゐるわけですが、けれども、例えば、今の意見でも三年三回制が採られたら、それで駄目になる学生が一五〇〇人出るという話でした。實際には、もっと出ると思いますけれども、その学生にどこへ行けというのか。それは大学としては私たちの責任です。

三回受験させておいて、それで駄目な場合はもう野となれ山となれと、それはとても大学としてはできない。ですから三回終わった後、はつきり言うとどこへ進むべきか全くわからない。その後で公務員試験を受けると言つても、今は公務員試験でもかなり年令制限が出てきていますし、更に實際の採用となるとより厳しくなる。あとは司法書士とか何か他の道へ行けということになるんですが、それだってかなり厳しいんです。いわば三回終わつたときには死にさせるようなことはできない。そうすると大学の教員としては、四年のときの就職にかなり割り当ていかざるを得ない。實際は三回制限を採られたらほとんど在学中でやめろということです。それまでに受からな

ければですね。又は留年一年位にやつと就職がある程度できるかなということです。ということは、三回制限を採るといふのは、事實上現役時代に受からなければならぬわけです。そういう難しい選択を余儀なくされるわけですね。その点で大学のほうとしては反対であるという意見が強いわけです。

高窪 早期合格については、現在でも、三回から五回受けて駄目ならあんまり年取る前に自分の針路を変えるという指導はしております。現實の問題として、大体卒業一年までですと、留年しても超一流企業に入れるんです。マスコミなどで年令制限も採つていなかつてある。現状でもそうなんですね。時代が良すぎで学生が一般に、安易な方向を求めるやすいわけです。先程寺本先生がおつしやつたように、やる気のあるやつにとっては、事態はあまり変わりがないような気がするんですけども、一般的にとことん苦労してやる気がないんです。やる気のないところへもつてきて、制度改革で回数制限をとることになると、それじ

や不安定だからNTTでも受けますかといふことになる（笑い）。恐らく、回数制限は試験離れを促進するという効果を伴いますね。もし、そうならないようやる気のある人に頑張つてもらつてみると、いま永井君が言われたように、大学は出たけれど行きどころがなくなつてしまい、有能な人材がどんどん潰れちやうことになつて、大学としも教育責任が果せないのでですね。

それから、もう一つ重要な問題は、われわれは今まで何十年もの間、司法試験をあくまで資格試験と心得て教育をしてきたわけです。採用試験だとは毛頭思つていなかつていいわけです。国家公務員試験の場合は採用試験ですから、それなりの指導を致します。ところが、今度の発想といふのは、比喩的に言えば、資格試験の一角を崩して、採用試験化するという感じを受けるんですね。うわさでは、判検事は國家公務員に一本化するという考え方もあるということで、これは法曹一元の一角を崩すということで重大問題です。三権分立の原則に反するという憲法上の

問題もありますが、法曹一元化の期待を断ち切る方向のもので、そういう発想が入っている改革案は、法曹界としても、非常に強く反対されるべきではないかと思われます。大学としては、実質的に資格試験ではなくなってくるということになれば、指導体制を全面的に変えなければいけないわけです。極端に言えば、大学に入る前から予備校を作つて、採用に備えてのガイダンスをやる必要が出てくるかも知れませんね。そういう大きな危惧を持っています。司法試験改革案に対しては、外間学部長の名前で二度ほど意見書が出ていますが、回数制限には、中央大学はまったく反対なんです。どちらも法務省のほうでは、一部有力な好意的意見が出ていているとして、中央大学に期待しておられるようなんですね。中央大学の意見書には、もしもしくはなく回数制限を認めるとしても五と六回だらうと書いてあるんで、そういう条件付きで中央大学は賛成なんだと、法務省では見ていて、そういう意見で賛成の方の数に入っていますね。これは非常に心外で

ありますし、学部の意見としては、合格者数の枠が大幅に増え、西ドイツのように、あるいは医師国家試験のような試験になれば回数制限もしょうがない、そういう限りは回数制限はよくないんじやないかという意見が圧倒的に多いわけです。その点、この機会に、誤解を徹底的に払拭しておきたいと思います。一番、法務省に分かって欲しいのですけれども法務省に分かって欲しいのですけれどもね。

伊井　ただいまの点は私もお聞きしたいなと思っていましたが、確かに法務省が発表した大学別の意見集の中で、如何にも中央大学だと分かる意見として、条件付で五と六回という意見が強調されています。そのところがあるんですね。今日の意見の中でも、三回は厳しいけれども、五と六回の回数制限ならばやむを得ないと、う意見もあったようですが、大学側としてはそのような考え方についてはどういうふうにお考えですか。

角田　今回の法曹懇には、大学からのメンバーも入っていらっしゃいますが、全員が個人の資格で参加し発言していらっしゃいます。私は、法曹の間をもつと近づけなければならぬという点です。現状では、双方の間に

しゃる。そのため、回数制限や大学推薦について基本的に賛成であるとの意見を表明し、後で大学を持って帰つて議論をしたら反対意見が多かった、ということもあつたと聞いています。私たちのところでは比較的早い段階から、法学教育に及ぼす影響が大きいことから、法律科目の専門担当者の会議で議論をしてまいりました。そこで議論をとりまとめた意見書を二度ほど法学部長の名前で出しております。法務省の意図が本当のところはどこにあるのかといった問題は、大学の中にいる我々には情報がないものですから、何とも言えません。しかし、少なくとも今回の改正試案によつて、大学教育にどういう影響があるか、その観点が我々の考える立脚点じゃないかと言ふことで、大変まじめに議論を致しました。そうしますと、法務省の抱いている危惧といいますか、現状に対する困惑については共感できるところもある。それほどかと言いますと、大学教育と実務法曹の間をもつと近づけなければならぬという点です。現状では、双方の間に

予備校が非常に大きく介在している。早い段階から、大学の授業に出ないで予備校に行っている学生は中大でも現実にいますし、増加しているといつてよいと思いません。そういう勉強の仕方で合格してきた人達がそのまま実務家になっていくことは、決して好ましいことではない、もつと大学に引き戻して欲しい、今回の法務省の提案の中には、そういう形で大学にボールを投げて、もつと考へてもらいたいという意味も含まれている、そういう受け止め方を致しました。

今回の改革試案がそのまま実施されたら、大学の教育にどういう影響を及ぼすかという点については、先程永井先生と高窪先生がおっしゃった通りですが、実際は大学の教育そのものについても、いろいろ考えなければいけないところがあるのも事実です。まず第一は、現在の学部の授業と司法試験の水準との落差をどうやつたら埋められるかという問題です。先程、高窪先生のほうからロースクールということを考えなければいけないんじやないかとおっしゃいましたけれども、

それは法職というより大学院のあり方を考える問題かも知れません。大学院を今まで研究者養成ということだけにしぼつてきて、実務と理論との掛橋というのが、極端に言うと欠けていた。日本の大学院というのは何をやるかと、みんなの法曹と労働側弁護士の方にお願いして、日本の中でも良いのかという意味で、もしロースクールということがあり得るとすれば、それは大学院教育の中で、高度職業人養成を考えたらどうかということになるのではないかと思います。あるいは大学院ではなく、四年間の学部の上にあって一年の法律家志望コースを作つたらといふ意見もあり得るかも知れませんが。それともう一つは、大学教育の中で、法と社会の生きた姿を教える努力をすることが必要だと思います。任官志望者が少ないので欲しいと思っていましたし、意見書の中で強調している重要な点です。

そうですが、それはともかく、法律家の役割について学生が話を聞くのは、法職のシンポジウムのときに中大OBの方においでいただいて話を聞いていただくというのが、恐らく唯一の機会なのかも知れません。私達労働法では、OBの経営側法曹と労働側弁護士の方にお願いして、労働裁判というテーマで一年間リレーワークの講義をお願いしています。司法試験に直接結び付かない、中大の中の法律を勉強している学生はあまり見向こようとしない傾向があるのですから、必ずしも受講生は多くないのが残念なのでですが。大学の教育も含めて、生きた社会とか法曹の役割とかいうものを取り入れていく努力を、これからもつと考えていかなければならぬと思っています。それで、いずれにしましても我々のほうにも考える問題が多いのです。そういう意味で、あまりにも性急な司法試験制度の改正によって、我々の努力を崩さないで欲しいと思っていますし、意見書の中で強調している重要な点です。

それから先程お二人の先生から出てお

りましたように、回数制限が大学の教育に及ぼす悪影響を考えて欲しいと思ってます。私自身は、予備校にある時期行くということは非常に大事なことで、合格寸前のところでまとめ方はどうしたらよいかとか、知識の整理がもう一步という受験生にとっては、大学受験の予備校と一緒に役に立つと思っています。しかし、もっと法曹としての基本的な素質を養ったり、基礎的な勉強をじっくりやつてもらわなければならない時機があるはずですし、また、法哲学や法思想、あるいは法社会学のような基礎法の分野も重要でしあう。そういう科目は大学でしか学べない、そこが予備校と違うところなんだという、そのことを法務省に対する意見書でも強調致しました。それを奪ってしまうような回数制限では困る、基本的に回数制限、年令制限に繋るようなことは反対であるというのが、我々の意見でした。そのうえで、回数制限というのはその回数内で合格しなければ法曹適格がないということを意味するのではないか、そうだとすれば、どんなに譲歩し

てみても合格者数の飛躍的増大とともに、平均的な受験生の平均的な合格までの受験回数が保障されなければ困る、少なくとも卒業してから五六回という回数は維持して欲しいということを意見書の中で強調致しました。法務省の方は、二四才未満は二回カウントしないということになればそれから連続三回を合計すれば五回になるから、結果的には変わらないじゃないかとおっしゃったんですけれども、我々の意見はそういう趣旨ではなくて、大学の授業を終わって本格的に始めるという段階から五回ないし六回を保障して欲しいんだということを申し上げました。

もちろんこれは最大公約数の意見で、その他にも、いや、回数制限はいいんだといふ方もいらっしゃいます。それは就職状況が非常によくなつて、大学を卒業してすぐ商社員とか、いろんなところに就職できるようになつた、場合によつてはそこから外国へ留学させてくれる、アメリカのロースクールに入つて資格を取るほうがもつとたやすい、いろいろ選択の余地が非常に広くなつていて、それ自体は悪いことじゃないんですけども、中大で優秀な層は、司法試験を受けないと確かなんです。そういう現状から考えてみると、回数制限はそんな学生を司法試験の道に引き戻すことにはプラスに働くのじゃないかというのが、賛成の方の理由付けです。私自身は、この見通しは疑問だと思いますが。

もう一つ、回数制限に関して中大に特別の事情があるのは、通信教育卒業生の合格者です。夜間部から合格者がほとんど出なくなつてしまつたと言いましたけれども、一度他の大学を出てから、学士入学で通教に入学する場合には、法律科目だけ取ればいいのですから、そろやつて通教に移ってきて、そこで勉強をして司法試験に受かるという方がいらっしゃるんです。そういう社会経験を経て法曹の道を選びたいという人達に道を閉ざすことはして欲しくないと思っています。

いずれにせよ、いろいろな考え方の人

がいて、そういうニュアンスを考えなが

らこの意見書がまとまつたんだと理解いただきたいと思います。

柳沢 それに関連して、将来の見通しの問題がありますのでちょっとお伺いしたいのですが、高窪先生のお話ですと、先程法職のほうで今度駿河台記念館のほうにロースクール的なことが……

高窪 いえ、ロースクールを作るというんじやなくて、ロースクール的なやり方を目指してということをできればやりたいということなんです。

柳沢 これはやればできることじゃないかと思います。今の角田先生のお話ですと、それは大学院でやることでそちらでは無理だろうというお話がありましたですね。それから一〇年位前に学研連では意見書を出していますが、いわゆる東大型と京大型の問題があります。東大型はコースを分けて、司法官向けの教育をしているということです。今のお話の中で、法職でやるのか、大学院でできるのか、もう一つは先程のお話の中でも京大型を選んでも必ずしも合格者は減らない、今年は増えたじゃないかという話が出て

います。かつてはそれは学部内で相当の議論があつたということですが、現在ではそれが落ち着いているというふうに私は歴史的に理解しています。先程来のお話ですと、一般の会社に行く人達も大勢いるのであるから、全部司法試験向きの教育はできないというような否定的なお話を伺っているわけなんですが、その点について法学部で工夫はできないのでしょうか。もう少し集中的に司法試験向きに民訴でも刑訴でも商法でも勉強させるようにですね。

外間 先程、現在カリキュラムにはいろいろ問題があると申し上げましたが、具体的にどういうことが問題点なのかについては言及しませんでした。その点をご紹介しながらお話ししたいと思いますが、一つは、先程話題に出でおりました法学という科目が、法律学科の場合には廃止されておるわけですね。この問題が一つあります。これは復活する気運が出てきております。ただどういう内容の法学を教えるべきかとなると、これは人によつていろいろイメージが違います。その問

題が一つあります。学生から寄せられた意見書がありまして、それによりますと、専門科目の勉強をやる前に法学入門的な科目の授業を是非やって欲しい、大学に入つてきなり憲法、民法の講義を聞いてもさっぱり理解できないということです。ですから、法学の復活は一つの大きな問題であります。

それからもう一つは、現在、先程広瀬先生からお話がありましたが、民法が四部に分かれています。これで果たして民法の勉強として足りるのかどうかという問題があります。これは民法だけではなくて他の主要科目についても問題になります。現在の一・五倍ないし二倍位の時間をかけて、それぞれの専門科目の授業をする、そういう見直しが必要ではないかという問題がもう一つあります。私は行政法の一部を担当しておりますけれども、週一回、年間を通じて四単位の授業をやっていることになります。先程寺本先生から、大学の授業ではおしまいまでなかなか行かないということがよくあるというご指摘がありましたけれども、

確かにそういうことがしばしば生じます。ですから、これは私の個人的な考えです。けれども、行政法一部は今の一・五倍位の時間が必要ではないかと思います。各科目について、科目の編成とか、あるいはその授業にかける時間の長さを少し考え方直さなければいけないのではないかと思つております。

それから三番目ですが、さつきは現在のカリキュラムのあらましを紹介申し上げましたけれども、これは基本的には学生の選択という考え方でできているわけですね。この場合、学生にきちんと個人的な指導が徹底すればいいのですが、なにしろ学生の数が多いですから、そういう個別的な指導というのは期待できないわけであります。そうしますと学生は単位が取りやすい科目、あるいは採点の甘い先生から単位を取るという傾向になります。法律を体系的に学習するという頭で考えるよりは、むしろ取りやすい単位を取るという傾向にどうしてもなつてきます。例えば、一群の場合一二科目になつていて、どの科目を履習

するかは学生の選択に委ねられるわけであります。ですから、訴訟法を取らない、あるいは民法を取らない、民法一部、二部、三部を取らなくても他のを取ればいいとか、そういう非常に体系をはずしたような学習をすることが結果としては生ずるわけです。これではますい。やはりこの問題を考え直さなければならない。これは実は私の個人的な考え方で、法学部長としての意見ではありません。個人的な考え方ですけれども、現在のカリキュラムにはそういう問題があります。ですから私としては大学で一通り法律を勉強したと言えるような内容のカリキュラムを作りたいと考えております。ただ、大学の法学部での法学教育では、専門科目だけを考えるわけにはいきません。私どもとしては法律学を専門に勉強する学生の場合、その前提としてといいますか、あるいはこれに伴うものとして外国語の勉強も大いにやって欲しい。更に哲学とか社会学とか歴史とか、そういう方面の一般教育科目も、それなりに一定の水準に達するように勉強して欲しいという考え

を持つております。その上で法律の専門科目を履修して勉強をするというのが大學教育であり、法学部の法学教育としての姿ではないかと考えます。そうしますと四年間の法学教育ではどうしても足りないというのが私の基本的な考え方であります。五年ないし六年位の期間が必要である。それ位の期間をかけなければ、たとえ基礎的な面についてであれ一通り法律を勉強をしたと言える力を持った人を卒業させることはできないのではないかと、いう気がします。そういう意味で法学部における法学教育を充実させたい。これをロースクール的と言うならそれはそれで結構であります。

もう一つ、ちょっと言い忘れましたが、法律の科目を教える場合、あまり問口を広げ過ぎて、総花的に教えるということは良くない。これは私の個人的な考え方ですが、基礎的な科目に集中して、これに時間をかけるという教育体系を考えたい。基礎的な科目といいましても、実定法以外の科目を全然考えないわけではありません。例えば法哲学にしろ、あるいは法

制史にしろ、そういう科目を含むものと

して、法学教育の焦点をしぼって、時間
をかけて集中してやっていきたいと基本
的には考えております。

高窪 私も法職講座委員長の立場を離れて、個人的には外間先生とほとんど同じ考え方です。六年制にして、昔の補習科のようなものを作りたい。そして六年间にわたって、合理的にカリキュラムを組んで、在学中ないし卒一、卒二ぐらいまでに合格できるような教育をしたいと思います。そういうコースを作るのが一番理想だと思うんです。法学部の一般コースとの互換性を保つことが必要と思いまが……。

大学院は本来研究を中心にするべきであります。今は大学院に入ってきて司法試験を目指すというのが増えてるんですけど、授業のやり用がないわけですね。大学院で論点ゼミをやっても意味がないので、先進的なアメリカ法の本を読んでいくと、司法試験受験者は受講を嫌います。だから、研究と受験勉強のコースをはつ

きり分けて、外間先生が言われたように、それなりに、質の違う教育をすることが大切だらうと思うんです。ただし、教授

会でそうした方向の学部改革を議論して、その方向でやろうということになつても、恐らく何年か時間をかけないと実施できないと思うんですね。そこで当面は、そういう刺激剤の役割を法職講座が担つていくという趣旨で申しているわけです。

それからもう一点、先程、角田先生の触られた法学部の意見書の表現のことですが、法律科目担当者会議の座長の角田先生が非常に苦慮されて、いろんな意見を集約されたのです。それで出てきたのがあの文章なんです。学者は論文を書くとき、本文以外にこれを補足して「注」というのを付けますね。「しかしながら⋮」とか「もつとも⋮」とかいうのは、論文でいえば「注」だと思うんですね。いろんな意見が出ても、本質には回数制限には反対だと言つてゐるんで、どうかこれからも、中央大学は賛成なんだ、と言わされたときは、「いや、そうじゃない。反対だ。」とはつきりおっしゃつていた

だきたいと思うんです。（笑い）

一〇、「大学推薦」及び「合格者数増加」案について

伊井 まだまだ回数制限についてはいろいろ問題があつて、議論は絶えないと思ひますが、お時間のほうもあまりございませんので、次に進ませていただきま

す。今回の改革試案は、回数制限の他にも、大学推薦制というものを、一つの案として出しています。その趣旨としては、先程言われた大学法学教育と司法試験をして出しています。その趣旨としては、直結させる意味合いを持つんだということが言われているんですが、これについては、平等原則からの疑問とか、実施上の疑問、技術上の疑問などが指摘されています。この問題について、大学側はどういうふうにお考えになつておりますか。

外間 私どもの意見書で、これには反対しております。受験回数制限に対する意見では角田先生、高窪先生ご指摘のように、法務省から賛成側に組み入れられるようなニュアンスを含んだ言葉が入つてますけれども、大学推薦制については、

「全く反対である」ということをはつきり表明しております。その理由は私どもの意見書に書いてありますので、その紹介は省略させていただきますが、私が一つ気にしておりますのは、例えば、中央大学の場合には、推薦制が導入されますと、推薦を受けて論文試験を受験する者と、推薦を受けられないで短答式から受験する者とが出てくるわけですね。同じ大学の学生でありながら、こういう差別をして試験を受けさせるのはよろしくないのではないかということを気にしていきます。

それからもう一つは、推薦をして、最終合格にしてくれるというのなら、責任を持って推薦します。けれどもそうではなくて、短答式の免除ということだけですから、あまり推薦の効果はないのではないかというふうに考えております。

それから、これは私どもの自信のなさかも知れませんけれども、推薦された学生が不合格、推薦を受けないで受験した学生が相当数合格するということになりますと（笑い）、推薦それ自体の信憑性

に関わる問題になってくるわけです。そういうことが生じないという保障は全くないわけです。そういう意味でも、推薦制については全く反対であると、考えております。

伊井 有難うございました。時間もありませんので次に移らさせていただきますが、もう一つ、「合格者数の増加」という改革案も示されています。もともと、法務省試案は、あくまで受験回数制限を実施した場合という条件付きでの、合格者増加という案になつてゐるわけです。そもそも、合格者増加論自体に対しいろいろご意見はあると思うんですが、これについても大学側のご意見を伺いたいと思います。

永井 合格者数の増加という問題は、これは将来の法曹のあるべき姿といったものからむので、大学側としての意見といふのは必ずしもないわけです。はつきり言いますと、合格者が増えれば増える限りをやって若年者をたくさん採って、任官希望者が増えるならば、それなりの上乗せをした予算を取つてもいいけれども、今はみたいにあんまり任官希望者がいない、弁護士になるための修習なのに何故そんなに国家予算を取らなくちゃいけないのか、それはタックスペーザーとして許されない論理になる、というようなことが言われているわけです。だから、そういうことについては、大学としては責

任を取れる立場ではないのです。ただ、法務省が言つてゐる合格者数の増加の提案の仕方、つまり回数制限とか推薦制といつた改革を実行した下での増加、それらの改革が通つたら、増加するという提案の仕方に対するはかなり懸念を持っています。というのは、回数制限は多分司法試験法という法律上の制限になるのに對し、この増加というのは単に實際上の問題であります。本当に回数制限が通つた後増加してくれるかどうかの保障はないわけです。とりわけ、大蔵省の論理、また法務省の言われている論理といふのは、分離修習に繋るような意見ではないかと思うのですね。つまり、回数制限をやって若年者をたくさん採つて、任官希望者が増えるならば、それなりの上乗せをした予算を取つてもいいけれども、今はみたいにあんまり任官希望者がいない、弁護士になるための修習なのに何故そんなに国家予算を取らなくちゃいけないのか、それはタックスペーザーとして許されない論理になる、というようなことが言われているわけです。だから、そういう

つた点から言うと、合格者数の増加とうことも、やはり今の提案についてはかなり懸念も持っているわけです。

伊井 有難うございました。仮りに合格者が増えた場合、司法試験が多少広き門になるということで、例えば、大学側で学生に指導していくときに、「広き門になつたのだから挑戦してみたらどうか」というような指導は、できるものなんでしょうか。

永井 七〇〇人じゃあまりできないですね。(笑い)

中津川 いま永井先生が言られたとおりだと思うんですね。私のような立場にいまと何故この問題が出てきたのかといふことがよく分かるわけです。例えば、今こういう厳しい司法試験の下で法曹のレベルが下がっているんだというような話が、一般社会全体から出てきているなら、日弁連なども、もと何とかしなければいけないと、いうことになると思うのですね。ところが、よそではそういう話は全然出てきていないんです。今までの受験制度をやっていても、年取った人が

受かっているから質が悪いじゃないかという問題は、社会から提起されてしまう。ですから、いま先生が言われたようには、回数制限して若返りを図る、それでそれが任官に結び付けばいいということがあります。合格者をいま増やそうと思えば増やせられると思いますよ。大蔵省と予算を折衝してやればですね。あと残るのは、研修所のキャバシテーの問題などですね。

高窪 ですから、逆に言えば、「合格者を七〇〇人に増やすのか、それじゃ回数制限は妥協してもいいな」という発想は、絶対に危険だと思います。それがわれわれの感想ですね。合格者の増加については何の保証もない。だから、七〇〇人は賛成だということをあまり言いたくないのです。ただし、できれば、数が増えることはいいことだと思っています。

伊井 それでは、この合格者数の増加の問題について、弁護士会の立場から、藤井先生、何かご意見がございませんか。

藤井 増加論については柳沢先生のほうで具体的な作業をされているのですが、柳沢別に私が特に法曹人口の点について統計的なものを持ってるわけでも何でもありません。ただ、日弁連の委員会で、一応は七〇〇名という増加案を報告しているわけですね。その点が一つあるわけです。それから先程藤井先生がお話をなされたように、法曹人口問題について

は大分激しい議論のやり取りがありました。そして、大都会の弁護士会では、これからは、涉外事務所とかその他の社会の多様性に応じるような弁護士を養成する必要もあるんじゃないかということで増加賛成論が多くたようですが、岡山を初めいくつかの地方の弁護士会は絶対反対の意見が強かったですね。そんなような状況がありましたことを経過報告といたしまして申し上げます。ただ、法曹人口問題は、あくまで理論的に割り切れる問題ではないようです。

藤井 ちょっといま柳沢先生が触れられたので申しますが、私が日弁連の外弁問題の委員長のとき、外弁を受け入れるについては条件整備が重要であるということとで、条件整備を審議した小委員会が、増員論を打ち出しているわけです。結局、毎年一〇〇〇名の合格者が最少限必要だと言うのです。ところが、いま直ちに一〇〇〇名という数を打ち出したら、これはとても東京三会を説得できない。先程お話をあつたように、今の研修所の設備とか人員的な問題、あるいは国家予算、

こういうものを背景にした場合、当面は七〇〇名程度が妥当じゃないかということで、委員会で七〇〇名にしほった次第です。その答申が、日弁連の正副会長会議にかかって、こういう経緯があります。

一一、現行司法試験の改善すべき点

伊井 どうも有難うございました。大分

時間も経てきましたので、そろそろまとめて入らさせていただきたいと思います。レジュメの最後に「大学教育と司法試験のあるべき姿との関係（まとめ）」というふうにしてございますが、その中の項目の一番の「法曹養成の面での大学法学教育の理想」という問題と、三番の「今後、大学としてはどのような方向・方法を考えいくか」という問題について、先程から大学の先生方よりかなりお話を出していると思います。

そこで、一つだけ残っている二番の「現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか」という問題について、

大学側にお考えがあれば、最後に伺いたいと思います。

永井 現行の試験のポイントで、私たちが一番望ましくないなと思ってている点というのは、「リーガルマインド」と言うと捕らえどころがないかも知れませんが、法的思考ができなくとも知識で受かってしまう、また予備校のやっているような「これはこうまとめておけばいいんだ」という形でそれを覚えて受かってしまうという現状ですね。そういうことのないような試験にして欲しいわけです。それがまず一番です。その具体的なポイントとしては、まず択一試験の問題です。最近の択一の問題はかなりねれてきまして、頭の体操みたいな問題が多くはなっていますけれども、それでもやはりまだ半分位は知識を問う問題です。その知識も、

普通に勉強をしていれば自然と身につく知識であればいいわけですから、実際には特に覚えるということをやらなければいけない部分がある。その点は、やはり改善をして欲しい。それから論文問題も、最近は、基本に帰るということでき、

かなり基礎的な問題を出しているということがありますけれども、それがいわゆる典型的な論点、例えば「過失犯の共同正犯について論ぜよ」という問題であつたりするんですね。これはまさに予備校で山かれて、ある意味では覚えさせた答案でそのまま答案構成ができてしまふんですね。そういう问题是、やはりやめて欲しいと思います。もっと考えさせる問題、その場で考えて、いわばセンスや何かで答案構成しなければ書けないような論文問題に、ある意味ではしぼって欲しいということです。

口述試験についての意見としては、今年ちょっと気になつたことですが、それは私たちの感じた部分ですけれど、今年は中大の若手がかなり口述で落とされています。これはどうしたことなのか。口述あまり細かいこととか、そういうたるもの聞くことはどうかと思います。

口述は第二の択一試験と言われているぐらいで、かなり細かい、意義、要件、効果的なことを聞く面があるわけです。とりわけ、実務家の試験官の質問というの

が、かなり細かい規則や条文を知つてゐるかという質問を羅列していく傾向があり、これは受験生はみんな感じているんじゃないですか。やはり、もう少しセンスを問うような口述試験という形に、ある意味で改善されていくならば、受験生もかなり予備校を離れて大学に戻つてくる。そして、本当にものを考えて受かるという姿へ戻つていくことも、かなり可能なではないかと思います。

それから試験科目数ですけれども、かなり今は多過ぎるのではないか。あれだけの科目を、一通り基本書を読むだけでかなり時間がかかります。それが二、三年で受かるわけがない。二、三年で全部を修得できるわけがない。とすれば、やはり科目数を減少するというのが若手の人に対するチャンスを広げる道ではないでしょうか。そういうことを考えていく、大學教育から司法試験、研修所、そして実務になつてからの教育と、そういった一貫した法曹教育の中で、司法試験の位置付けをもう一度再確認することが必要だと思います。本当に基本的な理解さえで

きていればいいんではないかという意味で、科目数を減らすということも考えていいのではないかと思います。

それから、最後に付け加えさせていただきますと、これは私の全く個人的な意見ですけれども、今回の法曹懇の意見書に対して、実務家の弁護士会からあまり総論における批判がないというのが気になるわけです。あれはかなり問題にしてもいい意見ではないかと思うのです。弁護士が社会の高度化、国際化に対応できていない、と決め付けられているようにも読みます。それに対し、全然反論がないというのがちょっと寂しいですね。細かい意見よりももつと総論のところを批判すべきではないか、いわば現状の法曹に対する認識がそこに現われているわけですからね。あれに対する批判がないといふのは、かなり寂しかったです。

高窪 全く永井教授と同感です。若干補足しますと、極めて実際的な理由から今日の改革問題が出てきたという背景があります。仕方のないことなんですがこれるために、制度の実質論のほうはほとんどと

り上げられていないんですね。本当は、もつと真剣に、司法試験制度の実質的な内容の改正の検討をして欲しいと、思います。それで、具体的には、試験問題も、細かい問題よりも立体的な出題をして、考えさせる試験にして欲しいと思います。

仮に、例えば小論文を課したりすれば、予備校はまたすぐに小論文の答練やセミナーやつたりするでしょうけれども、少しは考える予備校になると思うんです。そうなれば、予備校へ行つて合格する連中が多いとしても、全体としては、物を考える法曹が増えてプラスだと思います。受験回数や人数でなく、試験の内容を検討することを真剣にやって欲しいと思います。

もう一つは、これから日弁連が最終的な意見を出すわけですが、そこに何とか今日の討論のような意見を反映して、法曹一元化の危機だというような、改革案に対する総論的な批判を大いに展開していくべきだと思います。それを是非望みたいと思います。

山本 このまま行きますと塾、予備校が

非常に隆盛しまして、結局、予備校で試験を受けて自分がどの程度のレベルにいるかが分かってくる、逆に言えば、回数制限の問題もからんで、予備校の試験が何か共通一次的になつてくるんじゃないかなという気がします。そのへん、何とか現行制度の中でも改善できるところがあるのではないか、と思います。

永井 これはまだ駿河台の方の小委員会にかけていない意見ですけれども、今年駿河台でやつと法職講座の戦力となる受験生が確保できた、彼らはほとんどが採用された者で、来年もほとんど論文試験を受けたと思うんです。そこで、来年の八月に、彼ら全員に再現答案を書かせたい、法職として手当を出してもいいから再現答案を全員に書かせる。そうすると、八〇人位の採用者の再現答案ができるくるわけです。それで、合格者の人達の答案と、それから後で評価が返ってきたA、B、C、D、Eといった評価の答案の、いわば累計化ができる。それだけの人数の累計化でやれば、大学内部に合格答案のノウハウが蓄積されて、それがあ

る意味ではいろいろな教育的な指導にも生かしていくのではないか、というふうに考えております。これは、駿河台小委員会の方にすぐにかけたいと思います。

伊井 有難うございました。もう一つだけお伺いしたいのですが、先程考え方の試験にして欲しいというご意見でございましたが、具体的に、例えば、諸外国の司法試験と比較しますと、日本の司法試験は二時間で二問の論文を書かせる方法でやっておりますね。よく大学の先生の中に、「もつと基本的な問題で長い時間を与えてじっくり考えさせて書かせれば、リーガルマインドが分かるんだ。」というようなことをおっしゃる方がいらっしゃるんですけど、先生方もそういうふうにお考えになりますか。

永井 それは皆さん違うんじゃないですか。（笑い）

高窪 私は公認会計士の試験委員を五年間やって、今年で終わつたんですが、この試験でも二問に小問が入つて、四問を二時間で書かせてきたんですね。それは、

小間にした方が点数の高低がはつきり出るということらしいのですが、これではろくに答案が書けません。一時間でせいぜい一問でしょう。現在では二問になります。司法試験の場合は、出題範囲の問題もあり、二問でよいと思いますが、問題の出し方によつて、総体的に考えさせることはできると思います。例えば、「株式会社の各機関が代表取締役の業務執行を監視する体制はどうのうでできているか」というような問題が出ていますけれども、こういう出題は彈力的な思考力をみることができます。いわゆる予備校のチャート式で勉強して、ある特定の論点についてのノウハウを覚えれば書けるという問題じやなくて、全体のメカを見通していないと書けない問題です。あるいは、会社も手形も總則もからんだ、そういう問題を一つ出しても本当の力が分かるかも知れませんね。試験でございますからね。ちなみに、昔の旧制一高の歴史の受験問題で、「鎌倉幕府の滅亡より明治維新に至る問の政治、経済、文化を論ぜよ」というよ

うのがありました（笑い）、そういうのが一番力がかかるわけですよ。

伊井 例え、西ドイツでは一定の問題

と資料を与えて、五時間なら五時間でその資料を使って問題を解くというような試験をするらしいんですね。ところが、日本の場合には司法試験六法だけ与えて、二時間で全部書かせると、いうやり方をしていて。大学側から見て、今の日本の司法試験の方法・やり方について、どのようにお考えですか。

廣瀬 ドイツでは、クラウズールと言いまして、完全に実務に即した設例問題の試験をやるみたいですね。私の体験しましたものでは、問題そのものは日本の司法試験の問題みたいに難問じゃないんですね。非常に単純なんですが、單純なわりには、ほんとに実務向けといいますか、即そでめしを食わせるような出題をやっているようですね。ですから、かなり民事訴訟的な、民法の問題でもかなり事実関係や証明責任の問題、これを全部盛り合わせた問題でやつていましたね。まさに実務をにらみ合わしたもので

すね。

伊井 それでは、今日ご出席でまだご意見を伺っていない先生もいらっしゃいますので、今の点なんかも含めて、湯川先生、何かご意見をお願いします。



湯川

焦点は若年化を図ること、それに対応して大学の教育制度が変わることがという問題だと思いますが、私は涉外事務所に働いておりまして、涉外事務所がもつとも若手を必要としていると考えております。任官する人というのは、若い必要性は全くないと思います。ところが、涉外事務所に入りますと、これは語学の問題がありますから、必ず留学しなければならない、そうすると若い人でなければならぬ必然性があるわけです。そういうことから行きますと、少しでもそういううちに涉外弁護士になれるようにしていただきたいというのが希望です。も

つとも、そうなってきますと、若い弁護士・実務家が溢ってきて、個性をまだ十分に身につけていない人達が多くなりはしないか、という危惧があります。それから、弁護士にとつては経済的基盤も十分でなくなってくる。まあペイが減つてくるという言い方で論じられているわけですけれども、そうなつてきますと、日本の社会制度自体が、アメリカナイズされるといいますか、とにかく事件屋に類するような構想が次々に生まれてくる可能性があるわけです。そういう状況にはしたくはないと思っておりますので、司法試験制度がどのように変わろうと、大学教育でもつて、利権的な弁護士にならないように十分な教育をしていただきたいと思っております。

一二、まとめ

伊井 有難うございました。なかなかまとめと言つても非常に難しいと思いますが、今までいろいろ出た議論についてご感想的なことでも結構でございますので、篠原先生、一言お願ひ致します。



篠原 今日は皆さんのご意見を拝聴して、

いちいちごもつともということを感じました。私は昭和二五年度に合格したわけですが、法務省から出された「司法試験改革を考える」という資料の三五ページを見ますと、そのときの出願でございますが、法務省から出された者数が二八〇六人、論文合格者が二六〇人、最終合格者が二六九人で、合格率が九・五九%であったという資料がござります。しかるに、昭和六〇年度は、出願者数が二万三八五五名、論文合格者が四八二名、最終合格者が四八六名、合格率が二・〇四%です。それから、「我が国の総人口と二〇才から二四才までの人口及び法学部入学定員の推移」というところを見ますと、総人口が一億二一〇四万八〇〇〇人で、二〇才から二四才までの人口が八二〇万人、法学部入学定員が二万九八一〇人となっております。

私どものころの統計がないのでちょっと比較しにくいのですが、私どもが受験したころは確か法学部がある大学は二三校であったと思います。恐らく現在は一〇〇校を越えているのではないかと思います。ただ、大学の数だけで比較したのは比較になりませんので、法学部の入学定員を参考しますと、昭和六〇年度が約三万人です。これに四年を乗じますと、法学部在籍の方が約一二万人いるわけですね。受験者は法学部在籍の方ばかりとは限りませんし、他学部とか卒業者もあるわけですが、機械的に法学部在籍者と合格者の割合を比較しただけでも、法学部で学ぶ学生が以前より格段に増加しているにもかかわらず、司法試験の合格者の数はさほど増えておらないということが、この試験の問題点であろうと私は思います。法学部の入学定員を増やしながら、その中において法曹に振り向ける人數とということを、当局はさっぱり考えていました。法学部の入学定員を増やしながら、その中において法曹に振り向ける人なるのです。若干飛躍しますが、先程から論議になつております七〇〇名までの

増員はどうかという問題についても、私は合理的根拠があるかどうか、疑問を持つのです。法学部の入学定員を増やしてきしたことについては、それなりの理由もあり、卒業者に対する社会的需要もあつたんであろうとは思います。他方、やはり法曹人口の問題も、今言った社会的需要と比例的に考えて、増やしていくべきではなかつたかと感じております。

野宮 それでは、予定された五時三〇分を過ぎております。与えられた問題は極めて多岐にわたつておりまして、まだだ議論は続いて、これから佳境に入るところではございますが、残念ですがここで一応閉じさせていただきます。では、閉会の言葉を事務局長の猪股先生によろしくお願ひします。

猪股 本日は、中央大学の法学教育がどのように行われているか、その現状の分



析、また変遷と問題点、司法試験合格者の勉強の実体などについて、実際にそのものであります。法学部の入学定員を増やしてきしたことについては、それなりの理由もあり、卒業者に対する社会的需要もあつたんであろうとは思います。他方、やはり法曹人口の問題も、今言った社会的需要と比例的に考えて、増やしていくべきではなかつたかと感じております。

野宮 現状と将来の問題も浮き彫りにして、論点を整理させていただきました。法曹の現場からは、検察官の立場から、また弁護士のそれぞれの立場から、率直な意見なり主張が発表されまして、その意味で本日の座談会のテーマについては、十分な成果がなされたものと評価されると思います。中大法曹会及び学研連としては、駿河台記念館における法職研究室の運営やその方針についても、もつと突っ込んだ話が最後にお聞きしたかったのですが、永井教授からその障りの部分は提示していただきましたので、これはまた今後の問題として、後に控えてるパーティーの席でもうひとつ忌憚のないご意見をまたお聞かせ願えれば幸いだと思います。

法職教育検討委員会の面々が本日の議論をひとつ十分に咀嚼し、また学研連の各位もこれを持ち帰つて今後ますます研究・検討していくということで、本日は閉じさせていただきます。

以上